

山口県医師会報

平成27年(2015年)

7月号

— No.1859 —



海峡夢花火 伊藤 裕 撮

Topics

郡市医師会保険担当理事協議会
・医師会推薦審査委員合同協議会



Contents

■フレッシュマンコーナー「これからの自分」……………	藤津揚一郎	543
■今月の視点「地域包括ケアについて」……………	河村康明	544
■平成 27 年度 都道府県医師会医療関係者担当理事連絡協議会 ……	加藤智栄	548
■郡市医師会保険担当理事協議会 ・医師会推薦審査委員合同協議会……………	萬 忠雄、清水 暢	553
■県医師会の動き……………	濱本史明	560
■理事会報告（第 4 回、第 5 回）……………		562
■日医 FAX ニュース ……		571
■飄々「命を繋ぐ」……………	岸本千種	572
■お知らせ・ご案内……………		576
■編集後記……………	中村 洋	588



フレッシュマンコーナー

これからの自分

宇部市医師会 ふじつ眼科

藤津 揚一朗

昨年の 4 月 11 日に、宇部市でふじつ眼科を新規開院し、早一年が過ぎました。元々父が開業医でしたが、亡くなった後、閉院いたしました。自分は大学での診療に長らく従事しており、このまま勤務医としてやっていくつもりでしたが、色々と思うところがあり、閉院から 14 年後、新規開業に至りました。

1 年を振り返ってみると、本当にあっという間でした。最初は患者が少なく、時間的余裕もあり、患者と長くお話ししたりして、患者背景も詳しく理解していましたが、だんだんと患者が増えてくると、当然ですが、患者一人にかける時間が少なくなります。私としては患者ご本人としっかりとしたコミュニケーションを図ったうえで治療に専念していきたいという気持ちが強かったため、患者が増えることはありがたいのですが、最近は少しジレンマも感じています。

とにかくこの 1 年間は張りつめた緊張感の中でやってきたわけですが、他の先生から、1 年過ぎてから体調を崩すことも多いので気を付けたほうがいいよと言われました。日常診療に慣れてきて、気持ちも緩んでくるせいでしょうか。また、開業したばかりでは、なかなかそんな気持ちになれないかもしれないけど、仕事以外に何か打ち込めるものを持った方がいいとも言われもしました。確かに最初のうちは緊張感もあり、ずっと同じ閉鎖空間にいてもあまり苦痛は感じませんでした。生活のメリハリがないというのはストレスがたまってきます。先輩医師からは、ゴルフやランニ

ングを勧められましたが、自分の気持ち的には、なかなかハードルが高い。学生時代は色々なことをしたりしましたが、長かった勤務医生活は、不器用だった自分を無趣味な人間にしてしまったようでした。何かいいものがないかと最近思案していますが、昔好きでたまらなかった魚釣りを少ししてみよう、また手軽に行けるルアーフィッシングでもしてみようと思い、ロッドとルアー片手にシーバス狙いで宇部港に行ってみたりしました。しかし釣果は 0。でも、海風にあたりながら気ままに竿を振っているのは、なかなか気分転換にはなりました。また、色々工夫する点多々あることが興味を持った点でした。

まあ、何をやるにしても、大人が子供になれるような趣味を持ちたいと思います。最近子育てをしていて、子供の持つ新鮮な感覚を大人になっても味わうことのできる人生は素晴らしいことだと思うようになりました。頭が固くなっているんだなということを感じさせられます。そんな固くなった頭をほぐしてくれるような趣味・活動をしていきたいと思っています。

こんな不器用な自分ですが、仕事・趣味を介し、光風霽月な人柄になることを目標として、日々精進してまいりたいと思います。今後とも、医師会の諸先輩方のご指導・ご鞭撻のほどよろしくお願い致します。

今月の視点

地域包括ケアについて

専務理事 河村 康明

1. 地域包括ケアについて

平成 26 年度は、数年前から言われ続けていた地域包括ケアの実践編の第 1 章が始まった年であった。日本医師会にも、また山口県医師会にも地域包括ケアの担当責任者が決定され、これに伴い郡市医師会にも担当理事を決定していただき、第 1 回の郡市担当理事会議を平成 27 年 1 月 22 日に、第 1 回郡市担当理事協議会を同年 4 月 16 日に開催した。在宅医療推進協議会や新オレンジプラン、地域連携システムなどの新しい動きが芽生えてきているが、全体としての活動状況はいまだ緩慢であった。しかしながら、各自治体にも地域包括ケア推進室が設置されているので、医師会としても今後は十分な連携をとることが重要であろう。

また、地域密着・地域完結型を目指すこの計画は当然、多職種の連携が重要であり、そこではケアマネージャーが主体となるのかもしれない。しかし、実際問題として、今日まで先輩方から受け継いできたノウハウで何故いけないのかと思われる先生方がおられるのは想像に難くない。

2050 年問題を念頭に

山口県の高齢者人口は、ほぼピークに差し掛かっており、2025 年問題は現状の打開策で乗り切れるように思う。しかしながら、団塊ジュニア世代が高齢者人口に突入する 2050 年問題の解決には現状の施策ではとても無理で、将来の世代が受け継ぐおそれのある課題は今、解決することが重要と考えている。

この問題をさらに複雑にしているものが、財政的裏付けとなる地域医療介護総合確保基金（横倉

基金）である。医療部分・介護部分の区別はあるが、基金としての性格を活かすべく、将来への展望をもたらすような永続的なプランを決定することが肝要である。

2. 在宅医療について

「在宅医療」という名のピットフォール

多くの医師は、在宅医療といえば患者の自宅での診療を考えるし、従来はそうであった。現在は、病院・診療所以外の医療はすべて、この範疇に含まれる。即ち、自宅、老人集合住宅、有料老人ホーム、グループホーム、小規模多機能施設、老人保健施設、特別養護老人ホームなどであり、統計上もまた、医療保険の病院からの在宅復帰率もこれらの施設を含んでおり、少し首をかしげる方々もおられるであろう。地域包括ケアにおける医療部分において医師が関与できる部分は主として在宅医療であり、訪問診療、往診、訪問看護（みなし部分）などである。山口県においても在宅医療推進協議会が平成 26 年度に発足し、平成 26 年 11 月 13 日と 27 年 3 月 19 日に会議を実施している。昨年度は現状の把握と各事業者の意見交換程度であったが、今年度は具体的なプラン作成なども議題に上がってくるであろう。

山口県医師会では、在宅医療に特化した協議会はまだ設置していないので、郡市地域包括ケア担当理事協議会や医療保険、介護保険、地域医療の各担当理事協議会などで検討していくことになる。

昨今、在宅医療を積極的に行う医師の減少が言われ始めている。その理由は、

- 1. 時間的制約を受ける（特に夜間）
- 2. プライマリ・ケア等を行う科ではない（科によっては）
- 3. 介護保険との境が曖昧で請求もわかりにくい
- 4. モチベーションが維持できない
- 5. 生活の場と診療の場の分離
- 6. 24 時間体制の実施（当初は 24 時間が前面にあったが、現在は“可能な限り”に変更されている）

などである。

この計画の中心になるものは在宅医療コーディネーターであり在宅医療推進協議会であるが、部分的な活動あるいは未活動状態にある。

山口県の推計では、平成 37 年には単身高齢者は 16.9%で全国第 4 位、高齢夫婦のみの世帯は 15.5%で全国第 2 位であり、早急な活動が重要となる。山口県内において、これらの医療の中心的活動を行う在宅療養支援病院は 14 施設、在宅

療養支援診療所は 159 施設(平成 26 年 8 月現在)である。

これらの計画推進にあたっては、在宅医療・介護連携推進事業（平成 27 年度より）がその基になるが、財政的な位置づけは介護保険の地域支援事業とされており、医療従事者の中には憤懣やるかたない諸氏も多いと想像される。

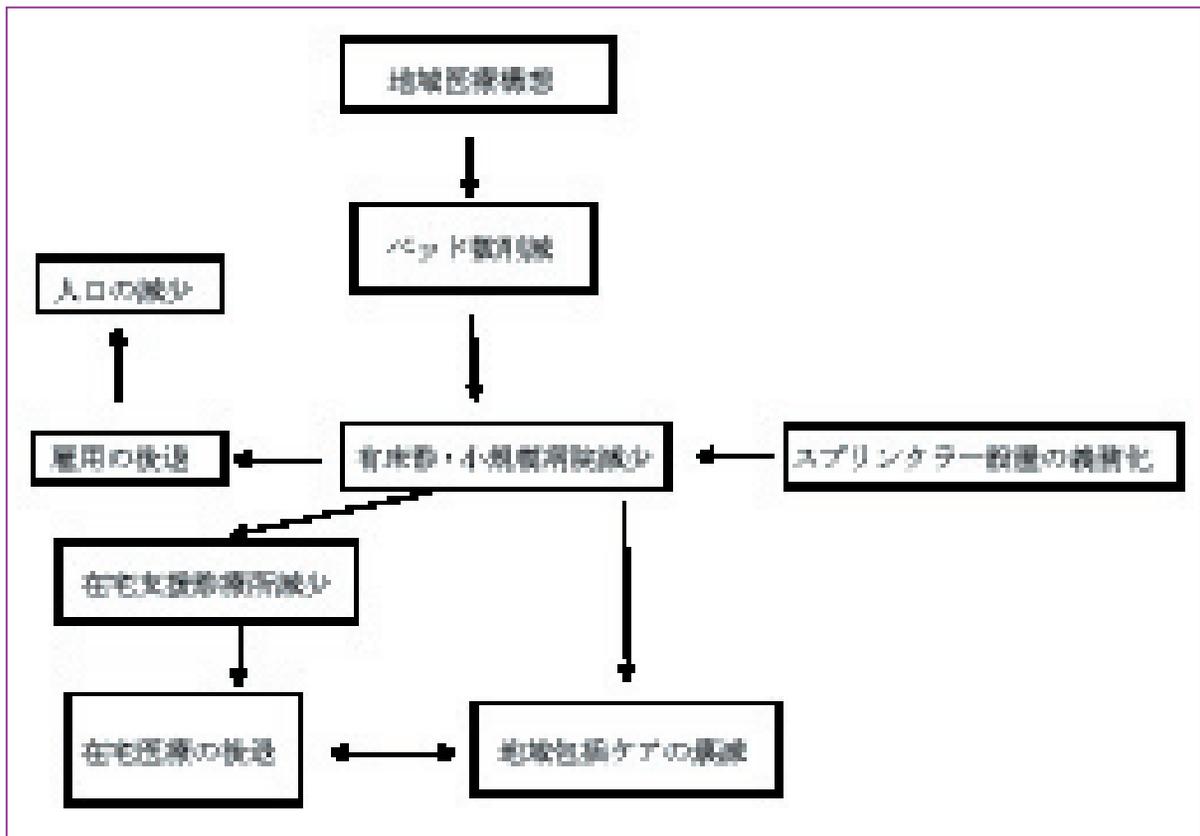
いずれにしても、Plan → Do の時期にさしかかっており、われわれが主体となって推進していかなければならない。

3. 有床診療所について

有床診療所はどこへ行く？

現在の有床診療所（以下、「有床診」）の懸案事項は、福岡の有床診火災事故に起因するスプリンクラー設置問題（スプリンクラーがなければ 10 年後に無床化）及び地域医療構想における慢性期病床（介護療養病床・医療療養病床）の削減であろう。

図：現状の概略図



ピーク時には 25,000 床以上あった有床診の病床が、現在は 9,000 床以下に減少しており、この最大の理由が入院基本料の据え置きにあっただけに、収入に直接影響するこの 2 つの問題は、経営者の高齢化と相まってダメージが大きい。

筆者の予想では、10 年後に有床診を継続している施設は産科診療所及びプライマリ・ケアなどに特化した診療所を中心に 5,000 ～ 6,000 床程度まで減少するおそれがある。これはスプリンクラー設置費補助金の辞退も相当数あると考えられ、また、後述する地域医療構想との関連になるが、余剰病床を抱える山口県は、約 30% 以上の削減率が計算上は可能となる。机上の空論で済まされない数値ではあるが、一番槍玉に挙げられるのが経営基盤の弱い小規模病院と有床診であることは、どなたでも想像がつくであろう。

この有床診の病床を老健施設やグループホームに転換させて、有床診を介護保険化することが厚労省の狙いであるが、医療費の削減にはなるものの逆に介護保険料の負担増加になり、いたちごっことなる。

このままでは、有床診の灯は消えゆくのみである。

4. 地域医療構想との関連について

本年 4 月下旬～5 月にかけて、地域医療構想に関する第 1 回目のヒアリングが行われた。柳井医療圏、岩国医療圏、周南医療圏、山口・防府医療圏、宇部・山陽小野田医療圏、下関医療圏、萩医療圏、長門医療圏の県内 8 医療圏ごとにそれぞれの抱える問題は多種多様である。このことを考えても、地域の声が直接反映されなければ、この構想の意味はない。特に急激な変化は医療難民を作ることは必定である。

病床数については、全国的にも回復期が少ない一方で慢性期が多く、これらの理想的な状態への変換は容易なものではない。また、山口県では療養病床の受療率が高知県に次いで全国 2 位と高いが、慢性期＝療養病床の削減に向かうとすれば、慢性期病床の取扱いには極めて慎重でなければならない。政府機関の調査報告では、山口県は約 8,000 床の余剰病床があり、さらには他県からの

患者の誘導を示唆されており、今後の検討課題である。

雇用への影響

同時に、病床の削減は多職種の従業員の削減を意味し、もともと医療資源などの社会福祉資源の少ない地域では施設を維持する上で死活問題であり、ひいては人口過疎地域での更なる過疎を生じることになる。人口の限界集落化と同様に社会福祉資源も“限界集落化”を起こすであろう。

人に優しい計画であるならば医療従事者にとっても優しい計画でなければならないが、まだ希望の光は見えてこない。

終わりに

現在、同時進行している地域包括ケアと地域医療構想は、表裏一体の関係にある。即ち、どちらかが破綻すれば他方も破綻する。よって、同時に成功しなければならないが、そのためには各圏域の医師会が自らの素案を持って行政を動かしていくことが大切であり、山口県医師会のみならず各都市医師会の果たす役割は大きいとの自覚が必要である。

県下唯一の医書出版協会特約店

医 学 書 局 井 上 書 店

〒750 359 宇部市小野田 1-1-1 小野田駅前ビル

TEL: 0836(2)3424 FAX: 0836(2)415000

「医書」の通販サービス <http://www.umi-inoue.co.jp/mb/>

最新刊の医書・医報の目録表紙をこちらでダウンロード

2013年4月1日、
医師年金が
生まれ変わりました!

日本医師会

医師年金

ご加入のおすすめ

医師年金は、従前の「無認可共済」から、
保険業法に基づく「認可特定保険業」に生まれ変わり、
より安全・安心な制度になりました。

特色

1. 医師年金は積立型の私的年金です。
現役世代が高齢者を支える公的年金とは異なります。
2. ご希望の年金額を受けるため保険料を自由に設定・変更できます。
3. 通常65歳からの年金の受取開始を75歳まで延長できます。
4. 年金受取は、終身年金、確定年金など4コースのなかから、
受取開始時に選択できます。
5. 医療機関を法人化した場合でも加入を継続することができます。
6. 事務手数料が少額なので、保険料が効果的に積み立てられます。

加入 資格

64歳6カ月未満の日本医師会会員（会員種別は問いません）

ホームページで簡単シミュレーション!

<http://www.med.or.jp/nenkin/>

ご希望の受給額や保険料、生年月日を入力するだけで簡単にシミュレーションができます。お試し下さい。

個別プランの設計や詳しい資料のご請求は……

 公益社団法人日本医師会 年金・税制課

TEL 03-3946-2121(代表) / 03-3942-6487(直通)

FAX 03-3942-6503

受付時間：午前9時30分～午後5時(平日)

E-mail nenkin@po.med.or.jp



平成 27 年度 都道府県医師会医療関係者担当理事連絡協議会

と き 平成 27 年 4 月 24 日 (金) 13:00 ~ 16:00

ところ 日本医師会小講堂

[報告: 常任理事 加藤 智栄]

挨拶

日本医師会 横倉会長 地域医療を支える看護職員の養成にご尽力をいただき感謝申し上げます。看護師の特定行為に関する法令の改正も順調に進んでいるので、対応をお願いします。一方で、看護職員の確保対策も大きな問題となっており、医師会立の看護学校で看護職員の養成を続けていくことも重要である。特に実習施設の確保についてはご苦勞されていると思う。本日は忌憚のない議論をお願いします。

議事

(1) 保健師助産師看護師法等の改正、看護師等養成所の指定権限等の移譲、母性・小児看護実習調査結果等について

厚生労働省医政局看護課長 岩澤 和子

現在、看護師等免許(資格)を持っていて働いていない方が 71 万人いる。そこで、法改正により、努力規定にはなるが都道府県ナースセンターが中心となって、看護職員の復職支援の強化を図るため、看護師等免許保持者について一定の情報の届出制度を創設し、離職者の把握を徹底することになった。

これにより本人の同意を得て、施設が届出たり、本人がスマートフォンで届出たりできる。また、本人には努力規定がかかる。なお、施行通知はこれからである。

平成 25 年の看護師就業者数は 157 万人だが、年 3 万人に増えるとして 2025 年に必要な看護師数は 196 ~ 206 万人と推計され、3 ~ 13 万人不足するため、離職防止、復職支援等の総合的な対策で対応する必要がある、平成 28 ~ 29 年

に計画を立て対策をたてる。平成 30 年度から第 7 次医療計画が始まるので、それに合わせた看護職員需給見通しが必要になってくる。

特定行為研修制度の創設について説明する。2025 年に向けて、さらなる在宅医療等の推進を図っていくためには、個別に熟練した看護師のみでは足りず、医師又は歯科医師の判断を待たずに、手順書により一定の診療の補助を行う看護師を養成し、確保していく必要がある。このため、その行為を特定し、手順書によりそれを実施する場合の研修制度を創設し、その内容を標準化することにより、今後の在宅医療等を支えていく看護師を計画的に養成していくことが本制度創設の目的である。特定行為は診療の補助であって、看護師が手順書により行う場合には、実践的な理解力、思考力及び判断力、並びに高度かつ専門的な知識及び技能が特に必要とされるものとして 38 行為がある。特定行為研修は共通科目と区分別科目に分けられており、講義、演習又は実習により行う。履修の成果は、筆記試験その他の適切な方法により評価を行う。現在、働いている看護師が受講することを想定しているので、就業しながら受講が可能になる必要がある。講義・演習は印刷教材等による授業、メディアを利用した授業など、大学通信教育設置基準に定める方法で実施することが可能である。

地方分権を推進する一環として保健師助産師看護師法の一部が改正され、養成施設の指定権限が都道府県知事へ移譲された。

現在、実習施設の確保が問題となっている。「母性看護学、小児看護学及び母子看護実習」を充実させるためには、少子高齢化や医療提供体制等の

変化を踏まえ、時代のニーズに合った臨地実習のあり方を検討する必要があり、現在及び今後の医療提供体制の変化を踏まえた臨地実習のあり方を検討する基礎資料とするため、看護師養成所及び准看護師養成所における母性看護学、小児看護学及び母子看護実習の実施状況を調査したので報告する。

小児看護学実習では、6割の養成校が実習施設確保が困難であると回答している。その理由として、「他の学校養成所と実習先の病院が重複し競合している」が55%、「病院はあるが対象となる小児が少ない」が21%であった。母性看護学実習についても6割が実習施設の確保が困難であると回答した。その理由としては、「他の学校養成所と実習先の病院が重複し競合している」が65%であった。まず、小児看護学実習における対応策として、「夏休みなど空いている期間を利用している」、「他の学校と実習計画について調整する」、「一人の患者に複数の学生を受け持ちさせる」、などがあつた。母性看護学実習における対応策としては、「医師会内の母性に関する診療所に協力してもらう」、「母性の実習時間を少なくし小児で多く時間をとっている」などがあつた。

(2) 看護職員を巡る最近の動向について

日本医師会常任理事 釜范 敏

地域医療体制の充実に向けた看護師養成のため、通信制看護師学校養成所の入学基準について、准看護師としての業務経験年数を短縮することが検討されており、今年中に結論が得られる見通しである。また、既存の2年課程への影響についても検討される。

(3) 放送大学における看護師2年課程（通信制）への対応について

放送大学副学長 小寺山 亘

放送大学は昭和60年4月から学生の受け入れを開始した。視聴方法としては、BSデジタル放送やケーブルテレビ、インターネットなどがある。全国各地にある学習センター（山口県では山口大学吉田キャンパス内）においても放送授業を再視聴できる。放送大学を活用して看護師国家試験の

受験資格を得る方法があるので、詳細を放送大学のホームページ等で確認いただきたい。

(4) 人間総合科学大学看護教員養成コース（通信制）について

人間総合科学大学看護教員養成コース

教育担当者・講師 佐藤 弘子

人間総合科学大学は埼玉県さいたま市にあり、平成24年度より、通信制の専任教員養成講習会として厚生労働省より認定をいただいている。このコースで取得できる資格として、看護師養成所の専任教員もしくは保健師養成所の専任教員資格がある。初年度は65万円ほど学費がかかる。平成24年度は21名、25年度は42名、26年度は41名が看護教員養成プログラムを修了している（詳細は人間総合科学大学のホームページ等で確認できる）。

(5) 地域医療介護総合確保基金に関する広島県における対応

広島県医師会副会長 榎谷 義実

広島県では、広島大学や広島県、広島市、広島県医師会などで構成する広島県地域保健対策協議会において、行政と良好な関係を保ち、小児救急医療電話相談事業などに取り組んできた実績があり、新たな財政支援制度に係る都道府県計画においても「新たな財政支援制度検討委員会」の委員長を県医師会会長が務めるなど深く関与してきた。看護職員確保対策に関しては、福山市医師会が提案した「看護学校教育環境整備事業」などが行われる予定である。

(5) 地域医療介護総合確保基金に関する事例報告

鳥取県医師会副会長 清水 正人

地域医療介護総合確保基金では、平成26年度の基金総額904億円のうち、鳥取県は13億2千万円の交付が決定しており、人口比率を考えるとかなりの額を交付していただいたことになる。なお、特別な活動はしていない。結論から言えば、県行政との関わりが上手くいっていたということだと思う。これまでの県行政との関係を説明する。鳥取県は、東部、中部、西部という地区に

分けることができる。地区医師会も「鳥取県東部医師会」、「鳥取県中部医師会」、「鳥取県西部医師会」の3つしかなく、他に鳥取大学医師会がある。平成 24 年度で医師数は 1,627 人であり、看護師数は平成 24 年末で 8,798 人である。第 7 次看護職員需給見通しでは、平成 27 年度において 238 人の不足が予想されており、これらに基づいて新たな看護師養成所が平成 27 年 4 月に鳥取看護大学（定員 80 名）と鳥取市医療看護専門学校（定員 80 名）が開校した。これにより、看護師が 160 名増える計算になる。県行政においては、この 2 校の開校に伴う影響を検討するための委員会も開催した。「看護師養成の抜本的拡充に向けての検討会」においては、まとめとして各養成校は既設校と調整しながら、実習先の確保と実習教育環境の充実に努めるとともに、主体的に実習に関与すること、医療機関をはじめとする実習施設は、可能な限り実習に協力すること、行政は実習受け入れ施設が受け入れしやすいようなハード・ソフトの環境整備への支援を検討するとともに、実習指導者の育成についても検討することとした。また、県行政では、看護教育が円滑に行われるよう施設及び設備整備のための補助制度を新設した。

なお、鳥取県では基金の交付については、904 億円の半分は人口割で対応し、残りの半分は都道府県の数で単純に割ることを国に求めていた。

具体的な事例として、医療従事者の確保に関する事業における基金充当額は 5 億円であり、内訳は看護職員の確保・資質向上、環境整備の改善に 1 億 1 千万円、周産期医療従事者の確保・処遇改善に 3 千万円などである。なお、新たに本年 4 月に開校した 2 校の建設費用は含まれていない。

報告のまとめとしては、本県では施設・設備整備について、拡充した内容になった。その理由として、県医師会、県看護協会、県行政との円滑な関係がある。さらに、人口最少県であり、二次医療圏が 3 つで、それが地区医師会と同一であるという点が挙げられる。

質疑応答

看護師等養成所の運営に関する諸問題について

○准看護師制度について

厚生労働省 まず、事前に山口県から質問があった「福祉施設などの人手不足に対応するために介護福祉士や保育士などの資格を統一することを検討する」という NHK の報道に関しては、医療職は含まれていない。

都道府県医師会 准看護師制度は 2 つの観点から必要である。キャリアアップの一つの手段としての側面と、地域においてすぐにでも働いてくれるという側面がある。

○カリキュラムの問題について

厚生労働省 准看護師養成のカリキュラムについては、平成 11 年に改正された後は改正されていない。課題を整理して、今後検討していきたい。単位制についても、短大、大学を卒業した方なども入学されてきているので、そういった方が学んだことも認められるような単位制を考えていきたい。

○看護教員について

日医 看護教員資格取得について、複数年にわたる分割履修は可能か。

厚生労働省 分割履修については可能であるが、県行政の対応次第である。e-ラーニングもすすめていただきたい。なお、平成 27 年度における専任教員養成講習会を開催する都道府県は 12 ある。

都道府県医師会 現役の看護師から看護教員になると給料が月に 5 万円は下がる。重要な職業なので、考慮していただきたい。

○運営補助金について

日医 看護師養成所と准看護師養成所の補助金格差については、国庫基準があるので、致し方ない面もある。

厚生労働省 県行政において拡充も可能である。教員配置等も違うので、これまでは違っているという認識である。

日医 県に権限が移譲されたことはチャンスでも

ある。なお、県知事によって対応が違ってくる場合もある。

都道府県医師会 看護師の養成については、医師会では赤字を出しながらも頑張っている。本来、国の責任でもあるので、しっかり対応していただきたい。

○看護師に係る職業紹介について

日医 ナースセンターの運営に関わっていくことが重要である。民間の会社が事業で行っていることは理解できるが、高額な手数料など疑問に思うこともある。離職時等の届出制度の創設についても十分な周知が必要である。

都道府県医師会 ナースセンターの知名度を上げていくことが大事である。

○実習施設について

厚生労働省 実習施設の要件についてはガイドラインに記載されているが、実習生の更衣室、休憩室が準備されているとともに討議室が設けられていることが望ましいと記載されているが、あくまでもこれは望ましいということであり、専用である必要はない。実習室の広さについては、学生 4 人につき 1 ベッド以上確保し、1 ベッドあたり 11 平方メートル以上の広さを確保することになっているが、これは全体の広さであり、その中にリネンを収納する棚等も入っている。しかし、備品等を置くスペースが大きくて、十分なベッド間隔等がない場合は良くないので、ご配慮いただきたい。

都道府県医師会 実習先が確保できない影響が出ている。受け入れる病院にメリットがないと学生の受け入れが難しくなる。実習施設の要件を理由に実習を引き受けられないということもある。

日医 かつては、実習病院に学生が就職することもメリットの一つであった。今後、実習にかかる費用について各医師会からご報告いただきたい。

都道府県医師会 臨地以外の実習（DVD 等の活用）について、各学校が不安なく組み込めるようにしていただきたい。実習以上の効果を求めるなど、厳しい対応のないようにお願いしたい。

厚生労働省 臨地以上の効果については、明確な意図のもと DVD などを利用して全員が実習して効果があがることを示してもらうことも可能である。臨地以外での実習を実習目標の中にどのように位置づけるのかというところを、臨地と比較した観点で説明していただければ良いと思っている。

都道府県医師会 男性看護職の位置づけについて配慮が必要である。母性実習ができないというだけで、男性の入学のハードルが高いということは良くない。

厚生労働省 カリキュラム改正の中で考えていく問題である。

日医 看護を受ける側の考えも考慮する必要がある。望む看護を受けられるということが大原則である。

○その他

日医 同時に授業を受ける人数の制限については如何か。

厚生労働省 ガイドラインにおいて「同時に授業を行う学生数は原則 40 人以下。ただし以下の場合についてはこの限りではない」とあり、但し書きの「看護師養成所の基礎分野、准看護師養成所の基礎分野であって、教育効果を十分にあげられる場合」の具体例について今後検討していきたい。また、現在は基礎分野に限っているが、基礎分野の拡大も含めて、この基準について検討していく。

山口県医師会 看護教員の確保も困難になっており、検討の結果が出る時期を示していただきたい。

厚生労働省 具体的な検討を開始する時期は決まっていない。

日医 看護師等養成所の実習施設の確保について、厚生労働省より連絡がある。

厚生労働省 新規の指定申請に係る審査については、既に実習を行っている看護師等学校養成所の実習体制への影響を十分配慮して行っていただきたいことなどを都道府県にお願いしている。

郡市医師会保険担当理事協議会 医師会推薦審査委員合同協議会

と き 平成 27 年 6 月 11 日 (木) 15:00 ~

ところ 山口県医師会 6 階会議室

報告：常任理事 萬 忠雄
理 事 清水 暢

会長挨拶

小田会長 本日は医師会推薦の審査委員にご参集いただき、郡市保険担当理事の先生方と合同で協議会を開催し、皆さんに意見交換していただくことで、適切な保険診療と保険審査が成り立っていることを目的としている。

さて、6 月 1 日付けで社保及び国保の審査委員の改選が行われ、新たなメンバーを加えた審査委員会が運営されることになる。医師会からは、社保へ 20 名、国保へ 19 名及び医師国保組合から 7 名の審査委員を推薦しており、最大の推薦母体であるが、そのほとんどの方に本日まで参集いただいている。また、本協議会は審査委員と郡市医師会理事が、直接、保険審査の諸問題について協議できる唯一の協議会であるため、きめ細かく議論していただき、実り多い協議会となることを願い、挨拶とする。

議事

1. 平成 27 年度山口県社会保険医療担当者指導計画について

<指導形態ごとの指導方針>

1 集団指導について

(1) 指定時集団指導

新規指定の保険医療機関（原則として移転及び組織変更は含まない）に対する指導を、新規指定後できるだけ速やかに実施する。

実施時期は 9 月及び 1 月を予定する。対象保険医療機関については、9 月は平成 26 年 12 月から平成 27 年 4 月までの間に新規指定された保険医療機関、1 月は平成 27 年 5 月から平成 27 年 11 月までの間に新規指定された保険医療機関とする。

指導時間は概ね 2 時間とする。

出席者

郡市医師会担当理事

大島郡 正木 純生
玖 珂 近藤 栄作
熊毛郡 藤田 潔
吉 南 岡村 均
厚狭郡 河村 芳高
美祢郡 吉崎 美樹
下関市 野村 茂治
宇部市 川上不二夫
山口市 山縣 俊彦
萩 市 松井 健

審査委員 23 名

山口県医師会

会 長 小田 悦郎
専務理事 河村 康明
常任理事 萬 忠雄
理 事 清水 暢
理 事 香田 和宏
監 事 藤野 俊夫

(2) 更新時集団指導

平成 27 年度中に指定更新（6 年ごと）となる保険医療機関に対して実施する。

実施時期は 6 月、7 月及び 9 月を予定し、指導時間は概ね 2 時間とする。

(3) 新規登録保険医集団指導

新規登録された保険医に対する指導として、登録後できるだけ速やかに実施する。

実施時期は 6 月、7 月、9 月及び 1 月を予定する。

4 月は 4 病院の研修医を対象とし 1 回実施する。

6 月、7 月及び 9 月は平成 26 年 12 月から実施通知発出直前までに新規登録された保険医（4 月の出席者は除く）、1 月は前回以降から実施通知発出直前までの間に新規登録された保険医とする。

指導時間は概ね 2 時間とする。

(4) 改定時集団指導

全保険医療機関に対して通知する。

実施時期は 3 月中旬以降とし、指導時間は概ね 1 時間、県内 7 か所で実施する。

※ 指定時集団指導、更新時集団指導及び新規登録保険医集団指導については同時開催とする。

2 集団的個別指導について

実施時期は 6 月、7 月及び 9 月を予定し、指導時間は概ね 2 時間とする。

3 個別指導について

(1) 新規個別指導

原則、指定時集団指導を受けた新規指定の保険医療機関等に対し、概ね 6 か月経過後に新規個別指導を実施する。

実施時期は 7 月、2 月を予定し、7 月実施分は平成 26 年 5 月から平成 26 年 11 月までの間に新規指定された保険医療機関を、2 月実施分は平成 26 年 12 月から平成 27 年 4 月までの間に新規指定された保険医療機関に対し、それぞれ実施する。

なお、実施にあたっては、診療所については対象患者数 10 名、指導時間を概ね 1 時間とする。

病院については対象患者数 20 名、指導時間を概ね 2 時間とする。

また、実施通知時期は指導日の 3 週間前とし、対象患者の通知は指導日の 4 日前に FAX により行う。

(2) 個別指導について

実施時期は 8 月から 2 月を予定する。

なお、実施にあたっては 1 保険医療機関の対象患者数は 30 名、指導時間は診療所は概ね 2 時間、病院は概ね 3 時間とする。

また、実施通知時期は指導日の 3 週間前とし、対象患者の通知は指導日の 4 日前に 15 名分、前日に 15 名分をそれぞれ FAX により行う。

2. 平成 26 年度山口県社会保険医療担当者指導実施状況について

平成 26 年度個別指導は診療所 45、病院 8 の合計 53 医療機関に対して実施され、新規指定医療機関に対する集団・個別指導は診療所 15 医療機関に対して行われた。

3. 平成 27 年度生活保護法に基づく指定医療機関の個別指導計画について

1 目的

指定医療機関に関する指導（一般、個別）は、被保護者の処遇の向上と自立助長に資するため、法による医療の給付が適正に行われるよう制度の趣旨、医療扶助に関する事務取扱等の周知徹底を図ることを目的とする。

2 個別指導対象

(1) 次の区分により、それぞれ選定することとし、一つの福祉事務所において対象となる医療機関が複数ある場合は、4 医療機関までとする。

① 精神科病院

基本的に 3 年に 1 回の周期で実施する。

② 一般病院、診療所

次のア～ウの手順で選定する。

ア 各福祉事務所で委託患者数が多い医療機関を抽出する。

イ アの中から、県厚政課で次のとおり抽出する。

(ア) 一般病院・・・委託患者が概ね月平均 15 人以上いる病院

(イ) 診療所・・・委託患者が概ね月平均 10 人以上いる診療所

ウ イの中で過去 10 年間に於いて個別指導の対象となった医療機関を除外する。

(2) 上記の基準のほか、特に福祉事務所から個別指導の要望があった医療機関を選定する。

※ 選定にあたっては、電子レセプトの分析結果等を活用して得られる指定医療機関の特徴を総合的に勘案する。

3 平成 27 年度対象予定医療機関

15 医療機関とする。

4 個別指導の内容

個別指導は、被保護者の処遇が効果的に行われるよう、福祉事務所と指定医療機関相互の協力体制を確保することを主眼として、被保護者の医療給付に関する事務及び診療状況等について診療録その他の帳簿書類等を閲覧し、懇談指導を行うものとする。

5 個別指導の方法

(1) 県厚政課職員及び福祉事務所職員が実際に医療機関を訪問して行う。

(2) 実施時期は概ね 7 月から 2 月までの間とし、対象医療機関に対しては 1 か月前に通知する。

(3) 訪問時間は、概ね午後 1 時 30 分から午後 4 時までとする。

6 一般指導の方法

中国四国厚生局、医務保険課及び県医師会が行う医療機関に対する集団指導の場を借りて行う。

4. 平成 28 年度診療報酬改定説明会について

平成 28 年度の診療報酬改定説明会は、県内 7 箇所（下関市、宇部市、山口市、長門市、周南市、岩国市、柳井市）の会場において、中国四国厚生局による「改定時集団指導」と同時開催とする。

5. 郡市医師会からの意見及び要望

〈管理料・在宅〉

1 在宅患者訪問診療料算定の記載要領【大島郡】

在宅患者訪問診療料（同一建物居住者の場合）のマンションなどの集合住宅の場合（103 点）も症状詳記記載が必要か。

省令（記載要領）では、「同一建物居住者の場合」に症状詳記記載が求められており、「特定施設等に入居する者」に限らず、マンションなども含めて記載が必要となる。

〈投 薬〉

2 ジェネリック医薬品の医療財政的な効果

【小野田】

ジェネリックの処方強く要求されるが、医療財政的な効果及び学術的な調査、研究成果等が明らかにされていない中で、積極的にジェネリック処方をすべきか。

国策としてジェネリック医薬品の使用促進が図られているが、医療の安心・安全を守るのは医師であり、財政誘導されるものではなく、あくまで医学的判断が優先される。

なお、院外処方をした場合は、薬局においてジェネリック医薬品に加算があるため、却って医療費が高くなる事例もある。

〈注 射〉

3 プラリア皮下注の査定（後期高齢）【下関市】

骨粗鬆症の男性に対して投与したプラリアが査定された。適応上は何ら問題ないがいかかか。

「その他の注意事項」に、「男性患者に対する使用経験は少ない」とあるが、審査取扱いについては各審査委員会にて検討する。

4 エリスロポエチン（ミルセラ注）の査定（後期高齢）【下関市】

専門医（総合病院泌尿器科）の指示にて平成 26 年 6 月よりミルセラ 25 注を週 2 回行っている。平成 27 年 1 月から過誤調整で減点となり、現在「再度の考案申出」を提出しているが、その

間もミルセラ注は使用しており、今後も使用する予定である。使用にあたっての制約があれば周知願いたい。(当該患者は、遠距離のため週 2 回の総合病院通院が困難なため、当院に投与依頼(紹介)された。)

5 エリスロポエチン(ミルセラ注)の査定(後期高齢)【下関市】

87 歳男性、平成 26 年 5 月 30 日、BUN44.1、クレアチニン 2.31、EGFR21.6、MCV93.1、Hb9.0g/dl で慢性腎不全、腎性貧血と診断。平成 26 年 6 月よりミルセラ 75 μ g 月 1 回投与開始、同年 12 月 19 日、Hb12.6g/dl と目標値を達成。平成 27 年 1 月よりミルセラ投与を中止。毎月 Hb を検査し、検査結果をみながら投与した。査定理由を伺いたい。

6 エリスロポエチン(ミルセラ注)の査定(後期高齢)【大島郡】

査定理由が理解できない。

用法・用量(初回容量:1 回 25 μ g を 2 週に 1 回、維持容量:1 回 25 ~ 250 μ g を 4 週に 1 回)どおりに使用することが前提となる。

対象患者等の審査取扱いについては、社保・国保審査委員連絡委員会へ議題提出する。

7 点滴注射の回数(後期高齢)【下関市】

高齢者で顎を骨折しているため食事が摂れず、衰弱していくのが顕著な事例で、レセプトの注記をして請求しているにもかかわらず、点滴回数を 5 回までに減点されたが納得がいかない。

月に何回までという縛りは無い。再審査提出のうへ、個別に状況説明が必要な事例と考える。

〈手術〉

8 「内視鏡的ポリープ・粘膜切除術」と「内視鏡的大腸ポリープ切除術」の違いについて

(国保・社保)【防 府】

K721 内視鏡的結腸ポリープ・粘膜切除術と、K721-2 内視鏡的大腸ポリープ切除術の算定要件の違いについて明確にしていきたい。

内視鏡的結腸ポリープ・粘膜切除術は盲腸・直

腸を除く結腸のポリペクトミー又は EMR(内視鏡的粘膜切除術)のことを指し、内視鏡的大腸ポリープ切除術はポリペクトミーを指す。

9 内視鏡的ポリープ切除術における短期滞在手術等基本料 3 と出来高算定の違いについて

(国保・社保)【防 府】

内視鏡的結腸ポリープ・粘膜切除術の場合は短期滞在手術等基本料 3 を、内視鏡的大腸ポリープ切除術の場合は出来高で算定するのか。例えば、以下のような解釈となるのか。

- ①横行結腸ポリープ(主病変)及び直腸ポリープ切除術→内視鏡的結腸ポリープ・粘膜切除術(短期滞在手術等基本料 3)
- ②直腸ポリープ粘膜切除術→内視鏡的大腸ポリープ切除術(出来高)
- ③直腸ポリープ切除術→内視鏡的大腸ポリープ切除術(出来高)

質問にあるとおりとなる。短期滞在手術等基本料 3 については多くの問題点があり、次回、診療報酬改定の要望項目として提出している。

〈検査〉

10 インスリン定量の査定【下関市】

インスリン定量の測定に関しては、「インスリンの使用がなく、傾向的でない場合は年 1 回程度の算定は認められる」と社保・国保審査委員連絡委員会(平成 26 年 6 月)で合意されている。臨床の場でインスリン導入など大きな治療法の変更を考慮する場合には、インスリン定量の測定が有用な判断材料になることが多い。1 次審査にて認められた場合も保険者からの再審査請求で減点されているケースもあるという。1 年に 1 回程度の原則はしかたないと思うが、詳記がある場合など考慮願いたい。

11 IRI 検査について(国保)【防 府】

コントロールが不良な糖尿病患者に対し IRI 検査を 3 ~ 4 か月に 1 回の割合で行っていたが査定された。嚴重な経過観察が必要と判断したためだが、あくまでも 1 年に 1 回の算定しか認められないのか伺いたい。

詳記の内容次第だが審査委員会の判断となる。特に 1 次請求時に詳記されることが望ましい。

12 アンモニア測定 of 査定 (後期高齢) 【下関市】

慢性 C 型肝炎の症例で食欲不振、振戦が見られたため、肝性脳症を疑い、アンモニアを測定したところ査定をされた。必要な検査と考えるが査定の理由を知りたい。

肝硬変の病名記載もれと考えられる。

13 合併症を有する糖尿病患者の採血に対する査定事例 (国保) 【防 府】

合併症を有しコントロールに難渋する 3 例の糖尿病患者に対し、血液、生化学検査を 2 か月ごとに行ったところ、いずれも過剰と判断され半年に 1 回に減点された (月ごとの審査では減点なし)。合併症は脳血管・循環器系、高脂血症、高尿酸血症、肝、腎機能障害など全身にわたっており、ビグアナイド、スタチン等の副作用のチェックのため常に全身状態の管理が必要であった。特に高尿酸血症合併例では尿酸値も 3 回の測定すべてが査定されるなど、主治医が必要と判断した項目がセット検査、過剰と判断され査定されたが、いきなり査定するのではなく返戻もしくは時間的余裕をもって指摘していただきたい。

縦覧審査においては、時系列な保険請求に注意が必要である。

14 脂質異常症の検査 【柳 井】

脂質異常症の通院患者で、薬物療法のない場合や薬物療法をしている患者でも脂質の (2 か月ごと) 検査が査定される事例が多い。検査せずに何を評価していくのか。

2 か月ごとの実施は必要性が問題となる。

〈その他〉

15 短期滞在手術等基本料 3 の 6 日目以降の出来高算定の査定事例 (国保) 【防 府】

短期滞在手術等基本料 3 を算定した患者で入院後 6 日目以降に施行した CT 検査時のコンピュー

タ断層診断料だけが査定された。CT 検査 (手術と関連なし) は査定されず、コンピュータ断層診断料だけ査定するのはいかがなものか。

「血液学的検査判断料」等の月 1 回の算定要件となる項目については、短期滞在手術等基本料 3 に含まれ算定できない旨の通知があるが、コンピュータ断層診断料も同様に取扱いされているところである。ただし、当該入院日の前日までに行われた CT 検査の場合は別に算定できる。

16 特別養護老人ホームの配置医 【光 市】

特別養護老人ホームの配置医をしているが、ショートステイを利用している方に処方した時に、初診料、再診料などを査定された。月に一度程度、数日間利用される方に、正式な利用者同様の扱いを受ける理由が分からない。

貴見のとおりであるが、現行ルール (省令) では、初診料、再診料、往診料及び各種管理料の算定が認められていない。今後の問題として、本年度の中国四国医師会連合分科会の議題として提出する。

17 資格喪失後受診 (社保) 【柳 井】

社保の扶養者で、資格がないのに受診し、レセプトが返戻された。患者には連絡したが行方不明である。

被保険者証を (保険者が) 回収した後の受診は別として、医療機関で被保険者証の確認が行われた場合の「資格喪失後受診」に対する返戻は認められていない。

〈要 望〉

18 初・再診料について (要望) 【防 府】

初・再診料に係る加算は調整点数とされている。とりわけ再診料にかかる明細書発行体制加算、時間外対応加算、地域包括診療加算などの加算は、理由もなく引き下げられた初・再診料の補填とされ、財政調整の中で政策誘導を図る極めて巧妙なものとなっている。これ以上の加算を容認すれば、初・再診料は二度と引き上げられず、消費税の補

填分も引きはがされる可能性があり、初・再診料を元に戻すことを再度要求していただきたい。

中国四国医師会連合から日医の診療報酬検討委員会へ、次回、診療報酬改定の重点要望項目として提出している。

19 地域包括ケア病棟入院料及び地域包括ケア入院医療管理料について (要望)【防 府】

地域医療構想の一環とされる地域包括ケア病棟は施設基準、算定要件のハードルが高いため移行を妨げている可能性がある。リハビリテーションや手術等が包括されているが、必ずしもリハビリテーションや手術を必要とする患者ばかりとは限らない。また、在宅療養中の患者にとっての急性増悪期の病床も担っているはずだが、開業医にはどこにいくつの病床が確保されているのか把握ができていない。県医師会がイニシアティブをとって会員に状況を周知し、せめてリハビリテーションや手術を包括対象から除外することを要求していただきたい。

貴見のとおり算定要件のハードルが高く、問題点も多く含まれているため、次回、診療報酬改定の要望項目として提出している。なお、病床情報については中国四国厚生局山口事務所の HP で閲覧できる。現在、(地包 1) 17 病院 559 床、(地包 2) 2 病院 61 床。

20 「合議清算」の取扱いについて (要望)

【防 府】

入院患者の他医療機関受診や、在宅医療における衛生材料の支給など「合議清算」という取扱いが次第に拡大している。そもそも「療養の給付に関する費用の支払い」は健保法第 76 条において保険者と保険医療機関の「契約事項」とされており、療養の給付を担当した医療機関は保険者に対して正当に請求できるはずだが「合議清算」という「法定外の措置」が容認されていることは問題である。早急に廃止を求めていただきたい。

貴見のとおりであり、対応していきたい。

21 査定理由等の説明 (要望)

【下関市、柳 井、大島郡】

返戻や査定が、唐突に問答無用に何年・何か月も遡り、それに対する申し立てをしても説明がないことについて、改善を申入れていただきたい。

再審査提出期間の問題については社保・国保審査委員連絡委員会へ議題提出する。査定理由については、システム的には記号(アルファベット)で記載することと定められているが、詳記も加えるよう要請している。処理件数の増大等により浸透が図られていないが、審査委員も心がけている状況である。

22 在宅訪問診療等の算定要件 (要望)

【大島郡、小野田】

算定要件が理解しにくい。また、点数も低く、十分に在宅患者のサポートができない。一部、訪問診療から退く医療機関も出ているが、施設での療養も医療体制が不十分であり、今後が心配される。

次回の診療報酬改定における要望項目として提出している。

23 保険審査の合意事項の周知期間 (要望)

【下関市】

在宅人工呼吸指導管管理料について、社保・国保審査委員連絡委員会の合意事項(平成 27 年 2 月)として「心不全等の状態について詳記がない場合は、医療機関に返戻の上、詳記の内容により算定の可否を審査判断する」と山口県医師会報(3 月号)に掲載された。また、この記事の文末には、平成 27 年 4 月診療分より適応と記載されていた。各医療機関には国保連合会より 1 月診療分より返戻がなされており、フライングと言わざるを得ない。周知のルールを徹底していただきたい。

周知徹底していくことはもちろんであるが、レセプト請求における内容確認を目的とした返戻については、やむを得ないところである。

県医師会の動き

副会長 濱本 史明

2015 年の夏至は 6 月 22 日でした。ご存知のように夏至は冬至、春分、秋分と同じく二十四節気の一つですが、関西では夏至から半夏生までの 10 日前後の間に「蛸」を食べる習慣があるようです。「蛸」の八本足のように「稲」の根が大地に根付くように神様に奉納したのが始まりのようです。その他、関東では「小麦粉を混ぜた焼き餅」、愛知では「無花果田楽」が食べられています。香川県は半夏生の 7 月 2 日が「うどんの日」と決められています。夏至の日ではなく田植えが終わった頃のこの日に食べる習慣のようです。

「ひとしきり夏至の雨あり能舞台」長沢常良
「ぎりぎりとねぢ巻く時計半夏生」田代草猫

5 月 28 日には、**第 1 回健康スポーツ医学委員会とスポーツ医部会理事会**が開催されました。健康スポーツ医学委員会は、保田浩平 委員長、吉金秀樹 副委員長、和田崇子・小野 薫・小笠博義 各委員の 5 人の先生方で構成されていて、日医認定健康スポーツ医の単位取得のための実地研修会を企画することが主な仕事になります。27 年度もスポーツ医部会総会の後に開催する予定です（開催日未定）。また、11 月 23 日（月・祝）には、健康スポーツ医学実地研修会が医師国保組合の「学びながらのウォーキング大会」にあわせて周南市で開催される予定です。

スポーツ医部会理事会では、今後のスポーツ医部会の存続について協議されました。スポーツ医部会は、平成 23 年山口国体を見据え、平成 20 年 6 月 29 日に設立総会と記念講演が開催されました。河合伸也 部会長のもと、副部会長として東 良輝・松田昌子・三浦 修 先生のお三方にご就任いただきました。その後、山口国体に向けて、各分野における講演会と健康スポーツ医の実地

研修会を開催しました。昨年度は、本年度に開催される『『ねんりんピック』における救護の実状』を河合部会長に、「高齢者スポーツ競技の問題点—救急医療の立場から—」を小田泰崇 先生に講演していただきました。今後のスポーツ医部会の存続に関しては、県医師会の理事会で協議し、本年度の「ねんりんピック」をもってスポーツ医部会としての役割を終えることができるのではないかとこの意見が多く、9 月 13 日のスポーツ医部会総会において部会の解散の承認を得ることになりました。設立にあたりご尽力いただいた河合先生を始め、副部会長の先生方、木下前医師会長、理事の先生方に、この場をお借りしてお礼申し上げます。なお、健康スポーツ医学委員会はこれまで通り活動を続けていきます。

6 月に入って、6 日には今年度の「医学技術に対する研究による功労者表彰」の被表彰者に贈呈する副賞の選定のために長門市の田原陶兵衛窯に出向きました。保田議長、小田会長、河村専務理事、濱本と事務局 2 名が、木下顧問（前医師会長）のご案内で田原陶兵衛窯を見学し、小田会長が萩焼の絵皿を選びました。帰りに少し時間があつたため、蛸が乱舞する川原にご案内いただきましたが、まだ日が長く暗くなる前でしたので、残念ながら蛸はポツリポツリとしか飛んでいませんでした。

「姿見にはいってゆきし蛸かな」真鍋呉夫

11 日には**学校医部会役員会**が開催され、平成 26 年度の「学校医活動記録手帳」の提出状況についての報告がありました。配付数 841 部のうち提出数 209 部で、提出率は 24.9% という低いものでした。この手帳は学校医の資質向上のために、徳山医師会学校医部会の活動を参考に作成して、県内学校医の先生方に配付して記入していた

だき、年度末に点数だけを提出していただくことにしています。

近年の社会環境の大きな変化に伴い、子どもたちの心身の健康に関わる諸問題も多様化、複雑化している中で、学校医の活動に対して、以前にも増して大きな期待が寄せられるようになってきました。日医の認定学校医制度の構想も停滞したままですが、学校医の仕事も多くなり、平成 28 年度からは「運動器検診」も行うこととなります。この手帳をもっと活用していただき、可能な限り点数のみの報告ですので、年度末にはぜひ提出をお願いします。なお、26 年度の提出率が高かったのは下松医師会 80.8%、光市医師会 79.3%、次いで玖珂医師会、厚狭郡医師会、吉南医師会が 50% 台でした。

また、提出された中での学校医の活動状況の内訳は、健康診断 99.5%、健康相談・学校訪問 35.8%、学校保健委員会 56%、講習会・研修会への参加 28.7%、健康教育 15.8%、教職員との相談事例 34.9% でした。

なお、8 月 23 日（日）に山口グランドホテルにて平成 27 年度中国四国学校保健担当理事連絡会議を山口県医師会の引受けで開催する予定です。また、午後からは平成 27 年度中国地区学校保健・学校医大会を引き続き行う予定で、中国 5 県からの研究発表の後、特別講演 1 として日本臨床整形外科学会副理事長で千葉市医師会のあらい整形外科理事長の新井貞男先生に、また特別講演 2 として「学校保健の現状と課題」について日本医師会常任理事の道永麻里先生にご講演いただく予定です。学校医の先生はもとより、学校保健に関与されている方はぜひご参加ください。

14 日は第 98 回山口県医学会総会が柳井医師会の引受けで開催されました。午前の部「新しき知識^しを知識^しる」では特別講演 2 題「難治性肝疾患の新しい治療」（新潟大学内科教授の寺井崇二先生）、「肝癌外科治療のベストプラクティス：鏡視下手術から肝移植まで」（広島大学移植外科教授の大段秀樹先生）が行われました。詳細は後日、本会報に掲載されます。

午後の部「故^{ふる}きを郷愁^{なつかし}む」では「我が青春の

ビートルズ&ベンチャーズ」と題して、平生町の「Vintage」（ベンチャーズ）、柳井市の「Mersey Box」（ビートルズ）のコンサートが行われました。私事ですが、プレスリー（中学生）、ベンチャーズ、ビートルズ（高校生）の時代でしたので、懐かしく楽しませていただきました。なお、Mersey Box のリードヴォーカルでベースギターを弾いていたのが、柳井医師会副会長の弘田直樹先生でした。暫く美声とギターテクニクに酔いしれて、まるで高校時代に戻ったようでした。「A Hard Days Night」、「Rock and Roll Music」等、最高でした。柳井医師会長の前濱修爾先生の企画に感心させられました。弘田先生の演奏は、また何処かで、ぜひ、お聴かせいただきたいものです。

18 日は第 176 回山口県医師会定例代議員会が開催され、代議員会終了後、平成 27 年度山口県医師会表彰式が行われました。詳細は本会報 8 月号に掲載されます。

代議員会の質問通告として、「期限切れワクチン接種医療機関名公表についての山口県医師会の見解について」熊毛郡医師会の近藤幸宏 代議員、「地域医療構想について」下関市医師会の石川 豊 代議員、の 2 つがあり、それぞれ濱本と弘山常任理事が回答しました。前者の記事は新聞の山口県版に掲載され、後者は 2025 年までに病床削減（山口県は 3 割以上）として全国版に掲載されました。なお、当日は地域医療構想に対する関連質問もあり、予定時間を超過いたしました。

5 月のメール句会兼題は「夏めく」「新茶」、チャレンジは「カーネーション」でした。巻頭・特選は「夏めくやふわり広がるワンピース」千束御前、「土佐湾の太き黒潮夏兆す」あらじん、「時を生きもらひて嬉し新茶かな」翔々、が 7 点でした。自由句の巻頭・特選は「店先のハーレー見入る立夏かな」桃太、でした。6 月の兼題は「緑陰」「蠅」、チャレンジは「老鷲」です。

さて、俳句は、郡市医師会報にも掲載されているのをご存知でしょうか。例えば、山口市医師会報の最後のページに掲載されている「ふしの句会」もその一つですが、今後、お許しを得て、本欄でもご紹介させていただきたいと考えています。

理 事 会

— 第 4 回 —

5 月 21 日 午後 4 時 45 分～ 8 時

小田会長、吉本・濱本副会長、河村専務理事、弘山・萬・林・加藤・藤本・今村各常任理事、武藤・沖中・香田・中村・清水・原・船津各理事、山本・武内・藤野各監事

議決事項

1 平成 26 年度決算について

事務局長より、平成 26 年度決算の詳細と公益目的支出計画実施報告書について説明を行い、承認された。また、労働保険事務組合については、平成 26 年度事業報告・決算内容及び平成 27 年度事業計画・予算について説明、承認された。

2 山口県医師会費の減免について

減免申請 123 件について協議を行い、申請全件を承認、議決した。

協議事項

1 第 135 回日本医師会定例代議員会における質問について

セルフメディケーション推進における医療営利化への懸念についての質問を中国四国医師会連合担当県に提出することが決定した。

2 平成 27 年度中国四国医師会連合分科会の議題について

9 月 26 日に岡山県医師会担当で開催される 3 分科会、①地域包括ケア、②医療政策（基金、ビジョン、診療報酬、救急災害等）、③医療環境（勤務環境、看護師対策、人材育成、その他）の提出議題について協議を行った。

3 平成 28 年度中国四国医師会連合総会・分科会について

平成 28 年度に標記総会・分科会を本会が担当

することから、開催日及び開催場所を協議し、平成 28 年 9 月 24・25 日に山口市において開催することが決定した。日程、分科会の内容等については、今後詳細を決定していくこととした。

4 医療事故調査等支援団体の申請について

標記支援団体については、日本医師会から厚生労働省へ 47 都道府県医師会を一括して申請することになったため、日本医師会より各都道府県医師会に対して、支援団体申請に関する調査が行われた。本会としては、支援可能な対象地域を「山口県内」とする等の内容で、申出書を提出することが決定した。

5 第 46 回全国学校保健・学校医大会における日本医師会長表彰候補者の推薦について

愛媛県医師会の引受けで開催される標記大会において、長年にわたり地域で学校保健の向上発展のために尽力されている学校医・養護教諭・学校関係栄養士の日本医師会長表彰を行うため、中国四国ブロックの 9 県に対し候補者の推薦依頼があった。学校医については各都市医師会に候補者を募り 1 名を選出、養護教諭・学校関係栄養士については山口県教育委員会に候補者推薦を依頼し、各 1 名を選出いただき、合計 3 名の候補者について協議の上、本会から推薦することが決定した。

6 第 28 回日本臨床整形外科学会学術集会 維新学会・山口における市民公開講座の名義後援について

山口県臨床整形外科医会の丘 茂樹 会長より、7 月 19・20 日に標記学会を引き受け、20 日に市民公開講座を開催することから、名義後援の依頼があり、了承することが決定した。

7 日本医療マネジメント学会第 14 回山口県支部学術集会の名義後援について

徳山医師会病院の森松光紀 院長より、標記学術集会開催による名義後援の依頼があったが、共

理 事 会

催者に関して確認が必要なことから、次回理事会において再協議することとなった。

8 ネパール大地震被害救援活動等への支援について

日本医師会は、4月に発生したネパール大地震の被害に対する支援を AMDA を通じて行っているが、この度の被害は非常に甚大で更なる支援が必要なことから、各都道府県医師会及び各医師会員に対しても支援金を依頼したい旨の協力要請があった。本会として 10 万円の支援を行うこと及び各都市医師会にも協力要請をすることが決定した。

9 有効期限切れワクチンの接種について（経過報告）

防府市から新たに有効期限切れワクチン使用事例の報告があったことから、都市医師会に対し、情報提供と更なる注意喚起を行うこと等、本会の対応について協議を行った。

報告事項

1 保険指導打合せ（5月7日）

平成 27 年度の集団指導、個別指導等の指導実施方法等について、中国四国厚生局、山口県医務保険課と打合せを行い、併せて山口県厚政課と生活保護医療扶助における指導打合せを行った。本年度から、集団指導は県内 3 か所で実施し、次回の診療報酬改定に対する集団指導は、前回同様に県内 7 か所で実施することとした。（萬）

2 都市医師会救急医療担当理事協議会

（5月7日）

山口県消防保安課より救急の現状及び救急救命士による新たな特定行為等の実施について、山口県医療政策課より地域医療構想の策定、ドクターヘリの出動状況、県災害医療コーディネーターについて報告が行われた。また、本会より、JMAT やまぐち、AED 等設置状況調査について説明後、質疑応答が行われた。（弘山）

3 勤務医部会第 1 回企画委員会（5月9日）

病院勤務医懇談会の訪問先病院、本会と都市医師会との共催による市民公開講座の引受け都市医師会、座談会の内容、医学生への啓発事業等について協議を行った。（加藤）

4 部落解放同盟山口県連合会第 64 回定期大会

（5月10日）

来賓として出席した。（事務局長）

5 第 9 回山口県がん診療連携協議会（5月11日）

平成 26 年度の活動状況及び平成 27 年度の取組みについて説明後、山口県がん診療連携協議会規則の一部改正及び新指定を踏まえたがん診療提供体制の強化について、協議を行った。（小田）

6 第 1 回「山上の光賞」授賞式・祝賀会

（5月12日）

日本病院会、全日本病院協会、地域医療振興協会、セルジーン株式会社の 4 者において創設された、日本の広範な健康・医療分野において素晴らしい活躍をし、よりよい社会を築くことに貢献している 75 歳以上の方々を顕彰する標記授賞式及び祝賀会に出席した。（小田）

7 都道府県医師会勤務医担当理事連絡協議会

（5月13日）

神奈川県医師会より、昨年度担当の全国医師会勤務医部会連絡協議会の報告、秋田県医師会より本年度引受けの挨拶があり、その後、日本医師会の松原謙二 副会長より医療事故調査制度について報告が行われた。また、「地域医師会を中心とした勤務医の参画と活躍の場の整備」をテーマに協議が行われ、各ブロックの推薦により勤務医委員会に参画している委員（8 地区）から、「勤務医に日本医師会等からの情報を伝え、その意見を吸い上げるための取組み」について、各地域の現状報告が行われた。（加藤）

理 事 会**8 山口県緩和ケア医師研修会連絡会議**

(5月14日)

山口県医療政策課より、山口県緩和ケア研修の実施状況について報告後、緩和ケア研修会開催指針の一部改正による今後の対応について協議を行った。(藤本)

9 郡市医師会成人・高齢者保健担当理事協議会

(5月14日)

山口県の委託事業である、がん登録、休日及び平日夜間がん検診体制整備支援事業、マンモグラフィ読影医師研修会、緩和ケア医師研修会、新たな難病制度における指定医の研修及び肝炎対策、減塩プロジェクト、やまぐち元気フェアについて山口県健康増進課・医療政策課から説明が行われた。本会からは、禁煙推進及び糖尿病対策、健康教育テキストの活用について説明を行い、各郡市から提出された質問等について協議を行った。

(藤本)

10 地域医療構想策定協議会 第 1 回会議

(5月11日・14日)

柳井医療圏(5月11日)、周南医療圏、宇部・小野田医療圏、萩医療圏(5月14日)において、地域医療構想策定協議会の第1回会議が開催され、医療圏の現状と課題等について意見交換を行った。本会はオブザーバーとして出席した。

(河村、弘山、加藤、香田)

11 山口県献血推進協議会 (5月14日)

平成26年度山口県献血推進計画とその実施状況の報告後、平成27年度献血推進計画及び推進事業等について協議を行った。また、今年度の感謝状受賞者の選考を行った。(小田)

12 周南地区医師会女性医師部会総会

(5月15日)

平成26年度活動報告及び平成27年度事業計画について審議後、徳山医師会病院の福江宣子

先生の臨床研究報告が行われた。その後、アストラル総合法律事務所の三品さくら 弁護士による、「女性に知っておいてほしい法律の知識」に関する講演「モンスターペイシエントから身を守れ！究極のクレーム対策教えます」が行われた。(今村)

13 山口県介護保険関係団体連絡協議会役員会・総会 (5月15日)

役員改選、平成26年度事業報告・決算及び平成27年度事業計画・収支予算について審議、承認された。また、介護保険制度に関する協議等が行われた。(事務局長)

14 臨床研修医交流会第2回幹事打合せ

(5月16日)

全体の構成を確認後、役割分担を決定した。また、グループワークのメインテーマを「このままでいいのか!? やまぐちの研修」とし、12グループのディスカッションテーマについても決定した。(中村)

15 第136回山口県医師会生涯研修セミナー

(5月17日)

東海大学医学部専門診療学系耳鼻咽喉科の大上研二 教授による「飲酒？喫煙？頭頸部癌の新しいリスクファクター HPV」、山口大学大学院医学系研究科分子病理学分野の伊藤浩史 教授による「がんゲノム研究最近の話題 がんは遺伝する？」、宮崎大学医学部血液・血管先端医療学講座の藤元昭一 教授による「腎疾患の最近の話題や動向」、香川大学医学部救急災害医学の黒田泰弘 教授による「神経集中治療：脳障害度に応じた Targeted Temperature Management」の4講演が行われた。参加者82名。

(吉本、河村、林、今村)

16 一般社団法人霜仁会総会 (5月17日)

懇親会に出席し、来賓として挨拶を行った。

(小田)

理 事 会**17 山口県防災会議（5月18日）**

山口県地震・津波防災対策検討委員会の報告後、山口県地域防災計画の修正について協議を行った。（小田）

18 日本医師会第2回理事会（5月19日）

地域医療構想策定研修の開催、平成26年度事業報告・決算、第4回赤ひげ大賞の実施等について協議を行った。（小田）

19 第1回都道府県医師会長協議会（5月19日）

横倉義武 会長挨拶に続き、森 洋一 京都府医師会会長から「第29回日本医学会総会2015 関西」に対するお礼の挨拶があり、その後、7 都県医師会から提出された質問・要望に対して、担当役員から回答が行われた。また、日医より、研修医会費減免（無料化）の実施、医療事故調査制度における支援団体の申請等5 題について説明が行われ、質疑応答が行われた。（吉本）

20 平成28年度全国高等学校総合体育大会山口県実行委員会第1回実行委員会総会（5月19日）

開催準備の経過ほか、平成26年度の概要報告後、平成27年度事業計画・収支予算が審議され、承認された。（事務局次長）

21 地域医療介護総合確保基金にかかる都道府県別ヒアリング（5月20日）

平成27年度地域医療介護総合確保基金の山口県事業計画について厚生労働省のヒアリングが行われた。県行政及び県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会出席のもと、最初に県から事業説明が行われ、その後、各団体から提案事業について説明を行った。（弘山）

22 日医第1回地域医療対策委員会（5月20日）

地域医療構想ガイドライン及び地域医療構想に関する各地域の取組報告があり、協議を行った。（弘山）

医師国保理事会 ー第2回ー**1 山口県国民健康保険団体連合会第1回理事会について（5月13日）**

理事長、副理事長及び常務理事の選任、規約の一部改正等について協議、議決を行った。（小田）

2 全協中国・四国支部役員会・総会・委託研修会について（5月16日）

愛媛県医師国保組合の担当で松山市において開催された。役員会では総会等の運営、第2回委託研修会について協議し、総会では平成26年度事業報告・決算報告、平成27年度事業計画・予算等が承認された。続いて、委託研修会があり、厚生労働省保険局国民健康保険課の愛須通裕 課長補佐及び松山市立子規記念博物館の竹田美喜 館長による講演が行われた。（小田、清水）

3 保険料減額免除について

内規第1条による6名の減額及び第2条による184名の免除を承認。

4 傷病手当金支給申請について

1件について協議、承認。

山福株式会社取締役会

出席者：取締役8名、監査役3名

1 代表取締役、専務取締役及び常務取締役の選任について

原案どおり、代表取締役に小田悦郎、専務取締役に河村康明、常務取締役に市原栄一が選任された。

2 役員報酬額の件

原案通り、承認された。

理 事 会**— 第 5 回 —****6 月 11 日 午後 5 時～ 8 時 6 分**

小田会長、吉本・濱本副会長、河村専務理事、弘山・萬・加藤・藤本・今村各常任理事、沖中・香田・中村・清水・原・船津各理事、山本・武内・藤野各監事

協議事項**1 第 176 回山口県医師会定例代議員会における質問について**

予告質問 2 件についての協議を行った。

2 中国四国医師会連合分科会の議題について

9 月 26 日に岡山県医師会担当で開催される 3 分科会のうち、第 1 分科会の地域包括ケア及び第 3 分科会の医療環境（勤務環境、看護師対策、人材育成、その他）の議題について協議を行った。

3 スポーツ医部会の今後の展開について

標記については、本年度第 1 回理事会において、スポーツ医部会役員会の意見を集約し、その結果により再度協議を行うこととしていた。5 月 28 日開催の部会役員会においては、部会設立時の主な目的であった山口国体の成功と国体後のスポーツ体制の整備、各スポーツドクターとの連携は今日一定の成果をあげていること、スポーツ医部会とスポーツ医学委員会では、現在類似した活動を行っていることから一本化することが妥当であり、今年度末の役員任期をもって解散したいとの方向性が示された。この協議結果を受け、今年度末を持って部会を解散することが決定し、今秋開催予定の部会総会に諮り、承認を得ることとなった。

4 韓国における中東呼吸器症候群（MERS）について【経過報告】

韓国で発生している MERS について、厚生労働省及び県の対応並びに本会の対応等について経過報告を行った。国内発生時の医療提供体制について、疑似患者が発生した場合の自治体向け暫定的対応フロー図及び情報提供票で感染症に感染した疑いのある患者への対応が示された。本会では厚生労働省、日本医師会及び山口県からの通知を各都市医師会に情報提供し、会員への周知を徹底している。

5 第 23 回世界スカウトジャンボリー開催に伴う感染症サーベイランス体制について

山口県健康福祉部長より、世界スカウト機構主催の世界スカウトジャンボリーが、7 月 28 日～ 8 月 8 日に山口市阿知須きらら浜で開催されることから、期間中に感染症がまん延しないように早期発見・対応を目的に感染症法に基づくサーベイランスを強化するとの通知があった。サーベイランスの強化期間は、世界スカウトジャンボリーの前後一週間の 7 月 21 日～ 8 月 13 日までとし、69 定点医療機関から疑似症報告とインフルエンザ報告を管轄の健康福祉センターに毎日行うことから、本会宛に協力依頼があり了承した。

6 臨床研修医会員の会費減免に関する対応方針について

日本医師会では組織強化に向けた取組みの一環として、研修医の会費減免（無料化）が平成 27 年度から実施されることが決定し、都道府県医師会及び都市医師会に対しても各会費減免への協力要請があった。本会では、研修医会費を減免することで会員となり、医師会活動による医師の社会的役割の広さ・大きさを認識し、研修修了後も医師会活動に参画していただけるよう会費を減免することとした。なお、会費賦課徴収規程の改正が必要なことから、所定の手続きを経て実施すること及び都市医師会に対しても本会から協力要請を

理 事 会

することが決定した。

7 平成 27 年度山口県救急医療功労者知事表彰候補者の推薦について

山口県健康福祉部長より標記功労者の表彰候補者推薦依頼があり、郡市医師会から推薦のあった 1 名を推薦することが決定した。

8 「ねんりんピックおいでませ！山口 2015」大会総合案内リーフレットへの広告掲載について

ねんりんピック推進室より、標記リーフレットへの広告掲載依頼があり、広告協賛することが決定した。

9 山口市コンベンション施設の整備に関する要望について

山口市内には、全国規模・中四国規模の医師会関係の学会・会議等に適切なコンベンション施設がなく、本会はじめ各学会等は大会の引受不可や会場分散開催を余儀なくされているところである。山口市においては、新山口駅周辺の機能強化を図り、活力ある広域経済・交流圏を実現するためターミナルパーク事業を実施しているが、整備する施設の規模や運営主体等一部不透明で、早期にかつ着実な実施についてはまだ不安な状況である。本会は、早急なコンベンション機能の強化が県内各種機関の業務の発展並びに山口市の地域活性化に重要であることから、着実に施設整備が進められるよう山口市長に要望書を提出することが決定した。

人事事項

1 禁煙推進委員会委員について

山口県健康増進課の人事異動により、西生敏代課長の委員就任が決定した。

2 「学校におけるアレルギー疾患対応マニュアル」作成委員会委員について

山口県教育庁学校安全・体育課より標記委員の

推薦依頼があり、長谷川真成 先生を推薦することが決定した。

報告事項

1 警察医会第 1 回役員会（5 月 21 日）

平成 26 年度事業報告、平成 27 年度事業計画及び総会・研修会について協議を行った。（弘山）

2 第 39 回山口県学校環境衛生研究大会

（5 月 22 日）

山口県学校保健連合会の会長として祝辞を述べた。（小田）

3 山口県福祉サービス運営適正化委員会第 90 回苦情解決部会（5 月 22 日）

平成 26 年度の苦情相談の受付状況及び苦情相談の現状について協議した。なお、ねんりんピック開催時に相談コーナーが開設されることになった。（今村）

4 山口県国民健康保険審査会（5 月 22 日）

不服申請 1 件について協議を行った。（小田）

5 第 1 回生涯教育委員会（5 月 23 日）

第 100 回（平成 29 年度）山口県医学会総会、平成 27 年度のセミナーのテーマ案等について協議を行った。（今村）

6 第 28 回大島医学会（5 月 24 日）

開会式において、来賓として祝辞を述べた。会員及び看護師等による一般演題 11 題の後、福岡クリニック在宅部栄養課（東京都）の中村育子訪問管理栄養士による講演「高齢期を元気で過ごすための食事」が公開講演会として行われた。

（小田、河村）

7 第 1 回母体保護法指定医師研修会（5 月 24 日）

「母体保護法指定医師の指定基準」に則ったカリキュラムにおいて、本年度 1 回目の研修会を

理 事 会

開催した。受講者 18 名。(藤野)

8 山口県共同募金会評議員会 (5 月 25 日)

議長選出後、平成 26 年度事業報告及び収支決算報告、理事・監事の選任等について審議が行われた。(事務局長)

9 山口県被害者支援連絡協議会第 19 回性犯罪被害分科会 (5 月 26 日)

関係機関 7 団体及び県警 5 課より業務説明がされた後、事例による研究・検討が行われた。(事務局長)

10 山口県病院協会定時総会 (5 月 27 日)

来賓として、祝辞を述べた。(濱本)

11 第 1 回健康スポーツ医学委員会 (5 月 28 日)

今年度の健康スポーツ医学実地研修会の講師等について協議を行った。(沖中)

12 スポーツ医部会理事会 (5 月 28 日)

山口県ねりんピック推進室の吉岡室次長から「ねりんピックおいでませ！ 2015 山口」大会期間中の医療救護体制についての説明及び協力要請があった。続いて、今後のスポーツ医部会について協議し、全会一致により今年度末で解散することが妥当であるとの結論が出された。(沖中)

13 第 1 回山口県糖尿病対策推進委員会

(5 月 28 日)

平成 26 年度事業報告及び平成 27 年度事業計画案について協議した。(弘山)

14 医事案件調査専門委員会 (5 月 28 日)

病院 1 件、診療所 3 件の事案について審議を行った。(中村)

15 地域医療構想策定協議会第 1 回会議「岩国」

(5 月 28 日)

標記会議の開催により 8 圏域での第 1 回会議がすべて終わったことから、各圏域の意見・要望を取り纏め、6 月 4 日に関係役員で今後の対応について協議を行った。山口県は、7 月 4 日に「地域医療連携あり方検討会～地域医療構想（ビジョン）等を踏まえて～」を開催する予定で、パネルディスカッション「山口県の地域医療をいかに進めるか」のパネリストとして弘山常任理事が参加することになった。(弘山)

16 都道府県医師会医療事故調査制度担当理事連絡協議会 (5 月 29 日)

10 月の医療事故調査制度の施行を控え、5 月 8 日に厚生労働省から省令通知が公表されたことを受け、今後の医師会の役割及び取組み等の説明と都道府県医師会に対しての準備依頼等を目的に協議会が開催された。「医療事故調査制度の実施に至る経緯について」(日本医師会 松原謙二 副会長)、「医療事故調査制度について」(厚生労働省医政局総務課医療安全推進室 大坪寛子 室長)、医療安全対策委員会中間答申「医療事故調査制度において医師会が果たすべき役割について」(平松恵一 同委員会委員長)等の説明及び質疑応答が行われた。(中村)

17 山口大学創基 200 周年記念式典・祝賀会

(5 月 30 日)

山口大学は、1815 (文化 12) 年に長州藩士の上田鳳陽により創設された「山口講堂」を淵源とし、本年 200 周年を迎えることから記念式典・祝賀会が催され、出席した。(小田、今村)

18 第 1 回男女共同参画部会育児支援 WG・育児サポーターバンク運営委員会合同委員会

(5 月 31 日)

相談対応事例とサポーターの登録状況について報告があり、その後、サポーター研修会、サポー

理 事 会

ターミニ集会、サポーター通信の発行等について協議を行った。(今村)

19 男女共同参画部会介護支援 WG・総会 WG (5月31日)

介護支援 WG では、昨年度実施した「介護に関するアンケート調査」の集計・分析及び今後の取組みについて協議を行った。総会 WG では、平成 28 年 3 月 6 日開催予定の総会における特別講演等、プログラムについて協議を行った。(今村)

20 日医第 4 回社会保険診療報酬検討委員会 (6月3日)

日医会長からの諮問「平成 26 年度診療報酬改定の評価」及び「次期診療報酬改定に対する要望書」の内容について協議を行った。(萬)

21 やまぐち移植医療推進財団第 1 回通常理事会 (6月3日)

理事の選任、平成 26 年度事業報告及び収支決算報告、評議員会の開催について審議され、その後、事業の進捗状況の報告が行われた。(濱本)

22 保険委員会 (6月4日)

平成 27 年度社会保険医療担当者指導計画についての説明及び諸問題について協議を行った。(萬)

23 第 1 回学校心臓検診検討委員会 (6月4日)

今年度の検診の進め方、研修会の講師・演題、精密検診・追跡検診の受診率改善等について協議を行った。(沖中)

24 広報委員会 (6月4日)

会報主要記事掲載予定(7～9月号)、新コーナーの企画、緑陰随筆、tys「スパ特」のテーマ等について協議を行った。(今村)

25 郡市医師会看護学院(校)担当理事・教務主任合同協議会 (6月3日)

平成 27 年度基本調査に基づき、学院(校)の運営状況及び各校からの意見要望(実習施設について等)について協議を行った。山口県医務保険課からは、今年度における新規事業・助成について説明が行われた。また、今年度のバレーボール大会は下関看護専門学校の引受けで 6 月 21 日に山口市のスポーツ文化センターで開催される。(加藤)

26 山口県予防保健協会第 5 回定例理事会 (6月4日)

平成 26 年度事業報告、決算報告及び評議員会の招集について審議された。(中村)

27 医学功労賞副賞選定 (6月6日)

田原陶兵衛窯にて副賞の選定を行った。(河村)

28 日本医療法人協会シンポジウム「医療事故調に備える」(6月7日)

昭和大学病院の有賀 徹 院長による講演「医療事故調査制度施行に備えて行うべきこと」及びシンポジウム「医療事故調査制度と管理者の責任」等が行われた。(小田)

29 山口県健康福祉財団第 2 回理事会(6月8日)

平成 26 年度事業及び決算の報告、評議員会の招集について審議され、貸館業務の利用率向上対策について協議が行われた。(事務局長)

30 社会保険診療報酬支払基金山口支部幹事会 (6月10日)

審査委員の改選状況、再審査の査定割合等について報告が行われた。(小田)

31 会員の入退会異動

入会 16 件、退会 10 件、異動 29 件。(6 月 1 日現在会員数：1 号 1,310 名、2 号 877 名、3

理 事 会

号 413 名、合計 2,600 名)

32 山口県医師会会費賦課状況

第 4 回理事会で山口県医師会費の減免申請が承認され、減免総額が決定したことから、平成 27 年度会費の賦課状況が報告された。(河村)

2 平成 27 年度保険料賦課額について

第 2 回理事会において、保険料の減免申請が承認され減免総額が決定したことから、6 月 1 日現在の賦課額を算出した。予算編成時の昨年 12 月末以降、家族が減少したため、予算額を下回っている賦課状況が報告された。(沖中)

医師国保理事会 - 第 3 回 -

1 全医連代表者会について (5 月 27 日)

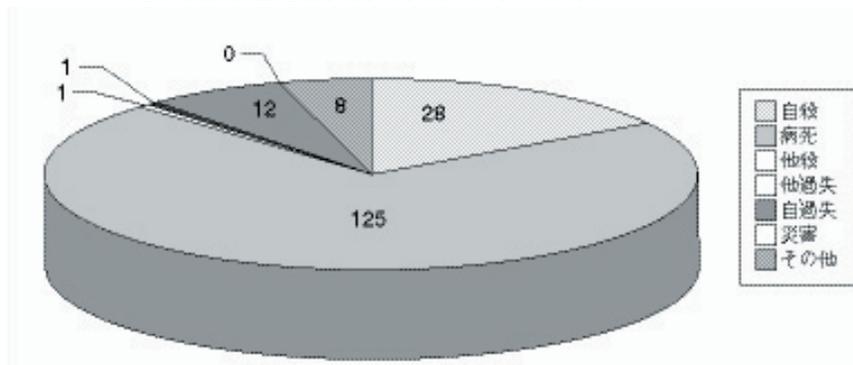
全協副会長並びに各種委員会委員の推薦についての報告や平成 27 年度事業計画、会費、予算等について協議した。

最後に、生活習慣病予防研究センター代表の岡山 明 氏による「データヘルス計画を活かした医療機関の健康づくりに向けて」と題した講演があった。(小田)

死体検案数掲載について

山口県警察管内発生 of 死体検案数								
	自殺	病死	他殺	他過失	自過失	災害	その他	合計
May-15	28	125	1	1	12	0	8	175

死体検案数と死亡種別 (平成 27 年 5 月分)





日医 FAX ニュース



2015 年（平成 27 年）6 月 30 日 2440 号

- キャップ制「危険性の理解は得ている」
- 院内調査費補填の一環で会費規程変更
- 個人予防インセンティブで G L 作成へ
- 介護経営実調、調査の変更要請相次ぐ
- 医療事故報告、1～3 月は 1020 件

2015 年（平成 27 年）6 月 26 日 2439 号

- 伸び設定は「必要な医療提供に影響も」
- 「日本健康会議」が来月発足へ
- 社会保障費の抑制「柔軟な対応も」
- MERS 対策で連携を確認
- 高久会長が 6 選、副会長 4 人体制に

2015 年（平成 27 年）6 月 23 日 2438 号

- 受診定額負担導入に重ねて反対
- 政府・必要病床数推計で注意促す
- 地域医療構想、課題は「関係者の理解」
- 33 都府県が新設会議体で策定
- 構想区域設定、財源確保も課題に

2015 年（平成 27 年）6 月 19 日 2437 号

- 横倉会長が中央防災会議委員に
- 必要病床数の推計公表「納得できない」
- 2025 年必要病床数 115 万～119 万床
- 医療事故調、支援団体に申し出
- 武見プログラムを視察

2015 年（平成 27 年）6 月 16 日 2436 号

- 薬価財源「医療機能強化などに必要」
- 独居高齢者の 4 割、「終末期医療考えず」
- 地域医療構想策定「支援ツール」を送付
- ライフステージに応じたがん対策を

2015 年（平成 27 年）6 月 12 日 2435 号

- 7 対 1、2300 床減の 36 万 3900 床
- 地域包括ケア病棟は 3 万 1700 床
- 「対応明確な項目」などグループ分け
- 臨床研修医の 15 年度採用実績、過去最多
- 発症都道府県内で入院医療を完結

2015 年（平成 27 年）6 月 9 日 2434 号

- 准看養成所、平成以降の新設わずか 2 校
- 新生児死亡数、1000 人を下回る
- MERS 対策強化、韓国からの入国者も
- かかりつけ医用、認知症マニュアル作成
- 研修医会員、医師資格証の年会費も無料

2015 年（平成 27 年）6 月 5 日 2433 号

- 民間議員の提案受け、日医の見解を説明
- 総合確保基金、十分な財源確保を
- 医学部新設反対で自民・総務会長に陳情
- 「混合診療」に質問集中
- 獣医師会との協定など紹介

2015 年（平成 27 年）6 月 2 日 2432 号

- 水銀血圧計・体温計の使用で見解提出
- 有床診、入院基本料 1 を 45% が算定
- 一般病床は 738 床減、精神・結核も減少
- 季節性インフル、定点サーベイ体制構築
- 新規 HIV 感染者、過去 3 位の 1091 件
- 「鹿の王」の上橋氏を表彰

命を繋ぐ

今秋の県民公開講座は、岩国での開催となった。

今回のテーマは、「命を繋ぐ」である。

須磨久善 先生に「心臓からのメッセージ」をご講演いただく。須磨先生は、日本で初めてバチスタ手術を成功させた心臓外科医で、現在は代官山にある須磨ハートクリニックの院長である。

須磨先生について知るべく、まず『外科医 須磨久善』を読んだ。

海堂 尊 氏が、須磨先生にインタビューして執筆したノンフィクションである。『チーム・バチスタの栄光』で有名な海堂氏には 3 年前、防府での県民公開講座でご講演いただいた。

須磨先生の外科医としての道のりが詳しく書かれており、バイパス手術、バチスタ手術、公開手術についてもわかりやすく説明されている。

36 歳、大阪医科大学胸部外科在籍中に胃大網動脈を用いた冠動脈バイパス手術を世界で初めて行った。

41 歳でベルギー・ブリュッセルの大学病院で、専門家たちが見守るなか「公開手術」を行った。

44 歳で、ローマのカトリック大学ジュメリ総合病院の教授、50 歳で湘南にある葉山ハートセンター院長に就任した。

「プロジェクト X」や「課外授業 ようこそ先輩」への出演、「医龍」や「チーム・バチスタの栄光」の監修と、華やかな固有名詞にあふれている。自信にあふれた外科医というイメージができた。




広報委員

岸本 千種

『チーム・バチスタの栄光』の映像版に関する監修を引き受けた理由として「映画やドラマは虚構だからこそ細部を正確に作りこまないと、本来の心臓外科自体が間違っただけの印象を見る人に持たれてしまう。それが怖い」と話している。

続いて『医者になりたい君へ』を読んだ。こちらは、須磨先生自身による書き下ろしである。「14 歳の世渡り術シリーズ」のうちの一冊である。お子様向けみたいだが、対象が中学生以上大人までとなっている。

表紙の、淡いブルーの手術着の須磨先生も穏やかな立ち姿で、医師になりたいと決めた 14 歳の頃の自分自身に話しかけるような文章である。

親も医者でなく、中学受験の時には、まだ本人も親も医者をめざすことは考えていなかった。坊主頭になりたくなかったことと、濃紺の学生服が気に入ったという理由で中学校を決めた少年が、成長して「外科医 須磨久善」となった。

一人っ子だったが、良い点としては、自分の部屋で本を読み、一人で考えごとをする時間が多かったことと言う。

中学 2 年生の時に自分で考え抜いて進路を決めている。

小学 2 年生の時には、転校でクラスになじむのに苦労した。人を押しのけて自分が前に出ていくのは向いていない、誰かをやっつけることなく人に喜ばれる仕事をするしかないと考えた。困っ

ている依頼人を助ける弁護士もいいな、と思ったが、裁判は負ける方もいるので、相手をやっつけないといけないので自分にはダメだと気がついた。それで医者しかないと思った。憧れはベン・ケーシーだった。

須磨先生の説によると、我ら大人はかっこよく生きて、こどもに憧れられ、目標となる存在になるべしとのこと。そのためには自問自答をくり返して、「個」を確立することが大切である。一生懸命生きている大人たちが、その現場を子どもたちに見せることが、次の世代へのメッセージになる。かっこよさは、教育のひとつの材料と言う。

そして 2000 年から葉山ハートセンターで、小中高生対象の病院見学、手術見学を始めた。3,000 人以上の子どもたちが見学に来て、何人もの子が医学部に進学した。

元気な時に病院に来て、医療の現場を見て感動してほしい。それで自分もやってみようという気持ちをつかんでほしい。医者になるために一番大切な「原点」を持ってほしい。人を喜ばせる仕事がしたいのなら、医者ほどこれが叶う仕事はないと断言している。

心臓移植についても、語っている。

一つの確立された治療法ではあるが、宝くじに当たった人と当らなかった人との間の不公平な気持ちがいつまでたっても解消されないのが移植手術と言い切る。移植手術を受けられない多くの人に、別の方法を提示して希望を与えることが、医

者としての大切な仕事と言う。

心臓移植を受けられない患者さんたちに希望を与える手術としてスタートしたのがバチスタ手術である。

最初のバチスタ手術の後、肺炎を起こして亡くなった患者さんの奥さんから手紙が届いた。「あのまま死なれてしまうより、受けてよかったと思っている。バチスタ手術を止めずに続けてください。」

患者さんと出会ったということは縁があるわけだし、何とかして元気にしてあげたい。そして、一つの命をなくしてしまったからとそこで終わらせずに、その命を繋げるために続けていかないといけない。人間とは命の瀬戸際まで来ても、「誰かのために何かできることはないか」と思ういきものだと言う。

今では、バチスタ手術に適している心臓と適していない心臓があることがわかってきた。現在、バチスタ手術に向かないと言われた人を助ける手立てを探すが、これからの大きなテーマであると締めくくっている。

海堂氏の言う「破境者」を岩国にお迎えできるのは光栄である。

県民公開講座「命を繋ぐ」

と き 平成 27 年 11 月 15 日 (日)
午後 1 時から
ところ 岩国市民会館

先月号の本欄掲載の「桜」につきまして、文末から 4 行目に「4 月 19 日の夜、・・・蛍が飛んでいた。」と記載しておりましたが、「5 月 19 日の夜」の誤りでしたので訂正させていただきます。

広報委員 渡邊恵幸

「会員の声」原稿募集

会員からの一般投稿（医療・医学に関連したこと）を募集いたします

投稿規程（平成 27 年 5 月から）

1. 投稿は本会会員に限ります。
2. 内容につきましては、医療・医学に関連するものに限定させていただきます。
3. 他誌に未発表のものに限ります。
4. 同一会員の掲載は、原則、年 3 回以内とさせていただきます。
5. 字数は 1,500 字程度で、文章には必ずタイトルを付けてください。
6. 外国語単語の使用は認めますが、全文外国語の場合は掲載できません。
7. 学術論文については、その専門的評価が問題となる場合があるため、掲載できません。（『山口県医学会誌』への投稿をお願いします。）
8. ペンネームでの投稿は不可とさせていただきます。
9. 送付方法は電子メール又は CD-R、USB メモリ等による郵送（プリントアウトした原稿も添えてください）をお願いします。
10. 編集方針によって誤字、脱字の訂正や句読点の挿入等を行う場合があります。また、送り仮名、数字等に手を加えさせていただくことがありますので、ある意図をもって書かれ、手を加えてほしくない場合、その旨を書き添えてください。
11. 原稿の採用につきましては、原稿をいただいた日の翌月に開催する広報委員会で検討させていただきますが、内容によっては、掲載できない場合があります。

【原稿提出先】

山口県医師会事務局 広報情報課

〒 753-0814 山口市吉敷下東 3-1-1 山口県総合保健会館 5 階

TEL : 083-922-2510 FAX : 083-922-2527

E-mail kaihou@yamaguchi.med.or.jp

「若き日（青春時代）の思い出」原稿募集

「若き日（青春時代）の思い出」をご紹介いただける投稿を募集いたします。

投稿規程

字数：1,500 字程度

- 1) タイトルをお付けください。
- 2) 他誌に未発表のものに限ります。
- 3) 同一会員の掲載は、原則、年 3 回以内とさせていただきます。
- 4) 編集方針によって誤字、脱字の訂正や句読点の挿入等を行う場合があります。また、送り仮名、数字等に手を加えさせていただくことがありますので、ある意図をもって書かれている場合は、その旨を添え書きください。
- 5) ペンネームでの投稿は不可とさせていただきます。
- 6) 送付方法は電子メール又は CD-R、USB メモリ等による郵送（プリントアウトした原稿も添えてください）をお願いします。
- 7) 原稿の採用につきましては、提出された月の翌月に開催する広報委員会で検討させていただきますが、内容によっては、掲載できない場合があります。

【原稿提出先】

山口県医師会事務局 広報情報課

〒 753-0814 山口市吉敷下東 3-1-1 山口県総合保健会館 5 階

TEL : 083-922-2510 FAX : 083-922-2527

E-mail kaihou@yamaguchi.med.or.jp



お知らせ
案内

第 10 回防府医師会男女共同参画部会総会・特別講演

と き 平成 27 年 7 月 30 日 (木) 18:00 ~ 21:00
 ところ 防府グランドホテル
 防府市駅南町 15-20 TEL: 0835-22-1805

次 第

18:00 ~ 18:30 総会

18:30 ~ 19:30 特別講演

事業承継と相続税対策

税理士 高崎 満幸

19:30 ~ 21:00 懇親会

主 催 防府医師会、防府医師会男女共同参画部会

※特別講演・懇親会への防府医師会員外の先生方のご参加を
 歓迎いたします。

参加費 特別講演 無料
 懇 親 会 防府医師会員 3,000 円、防府医師会員外 5,000 円

申し込み・お問い合わせ先

防府医師会 TEL: 0835-22-0565 FAX: 0835-24-4060

※ 7 月 17 日までに FAX にてお申し込みください。

(託児室の利用をご希望される方はご連絡ください)



医療継承・医療連携
 医師支援システム

(登録無料・秘密厳守)

後継体制は万全ですか？

DtoDは後継者でお悩みの
 開業医を支援するシステムです。
 まずご相談ください。



お問い合わせ先

0120-337-613
受付時間 9:00~18:00(平日)

24時間受付・24時間サポート

総合メディカル株式会社
www.sogo-medical.co.jp ☎0120-337-613

山口支店 / 山口市小幡高砂町1番8号 MYビル2F-8号
 TEL: 0833-874-0341 FAX: 0833-874-0342
 本 社 / 福岡市中央区天神
 福岡市中央区天神2-2-12 電話: 092-281-4343 福岡市南区南菜園4-3-101004



平成 27 年度中国地区学校保健・学校医大会

日 時 平成 27 年 8 月 23 日 (日) 13:00 ~ 16:35

場 所 山口グランドホテル 2 階「鳳凰鶴の間」
 山口市小郡黄金町 1-1 TEL:083-972-7777

日 程

司会：山口県医師会理事 沖中 芳彦

13:00 開会

13:00 ~ 13:15 挨拶：山口県医師会長 小田 悦郎
 祝辞：日本医師会長 横倉 義武
 山口県教育委員会教育長 浅原 司

13:20 ~ 14:20 各県研究発表

座長：山口県医師会常任理事 今村 孝子

①小中校生の片頭痛の特殊性と難治症例への取り組み

鳥取県医師会 さくま内科・脳神経内科クリニック院長 佐久間 研司

②出雲市立第一中学校校区の地域一帯となった規則正しい生活習慣への取り組み

島根県医師会 嘉村医院院長 嘉村 正徳

③水痘ワクチン公費助成、定期接種化の効果についての検討

岡山県医師会 吉備医師会 高杉 尚志

④広島県医師会における特別支援学校医・医療的ケア指導医に係る検討会について

広島県医師会常任理事 渡邊 弘司

⑤ (演題未定)

山口県医師会 (医) 社団田町診療所院長 篠田 陽健

14:20 ~ 14:30 休憩

14:30 ~ 15:30 特別講演 (1)

座長：山口県医師会常任理事 藤本 俊文

平成 28 年度から始まる運動器検診について

講師：日本臨床整形外科学会副理事長

(医) 社団緑生会あらい整形外科理事長 新井 貞男

15:30 ~ 16:30 特別講演 (2)

座長：山口県医師会副会長 濱本 史明

(演題未定)

講師：日本医師会常任理事 道永 麻里

16:30 次期担当県医師会長挨拶 (鳥取県)

16:35 閉会

取得単位 日本医師会生涯教育制度：3.5 単位 (予定)

カリキュラムコード：11、12、13、59、60、61、72



第 70 回 山口県消化器がん検診講習会

と き 平成 27 年 8 月 8 日 (土) 15:00 ~ 17:00
ところ 山口県医師会 6 階 大会議室

次 第

開 会 15:00
司会 山口県消化器がん検診研究会副会長 檜垣 真吾

座長 山口県消化器がん検診研究会副会長 清水 建策
教育講演 15:00 ~ 15:45
胃がん検診 X 線撮影 ~ 再確認基準撮影と病変の拾い上げ ~
独立行政法人地域医療機能推進機構

下関医療センター診療放射線技師 村上 誠一
質疑応答 15:45 ~ 16:00

特別講演 16:00 ~ 16:45
座長 山口県消化器がん検診研究会会長 三浦 修
私と消化器がん検診

かわむら内科院長 河村 奨
質疑応答 16:45 ~ 17:00

閉 会 17:00

受 講 料 山口県消化器がん検診研究会会員は無料
非会員は医師: 2,000 円 医師以外: 1,000 円

取得単位 日本医師会生涯教育制度 2 単位
カリキュラムコード 10、11、12、13
日本消化器がん検診学会認定医更新単位 3 点

問い合わせ先 山口県消化器がん検診研究会 (山口県医師会内)
TEL: 083-922-2510

※参加申込は不要です。



山口県医師会グループ保険配当金支払いについて

山口県医師会グループ保険につきましては、ご加入いただきありがとうございます。
下記のとおり、配当金の報告をいたします。

記

保険期間：平成 26 年 3 月 1 日～平成 27 年 2 月 28 日

- | | |
|--------------------|------------------|
| 1 支払い保険金・給付金 (2 件) | 56,000,000 円 |
| 2 支払い配当金 | |
| 総支払配当金 | 21,533,532 円 |
| 加入者への支払配当金 | 21,533,114 円 |
| 配分率 | 18.4% |
| 3 配当金振込日 | 平成 27 年 7 月 30 日 |



第 50 回山口県医師会ゴルフ大会について

と き 平成 27 年 11 月 1 日 (日)
と ころ 宇部 72 カントリークラブ 東コース

宇部市医師会の引受けにて上記開催いたします。
開催要領・申込用紙は各郡市医師会事務局に送付しています。
皆様のご参加を心よりお待ちしております。

照会先 宇部市医師会事務局
TEL : 0836-21-5437



第 4 回「日本医師会 赤ひげ大賞」候補者の推薦について

本大賞は、日本医師会が地域に根ざした「かかりつけ医」として、地域住民の日々の健康管理と診療を親身になって行っている医師を顕彰すべく、創設されたものです。

下記推薦要領をご確認の上、本大賞にふさわしい方がおられましたら、8月5日までに所属都市医師会までご連絡くださいますようお願いいたします。

推 薦 要 領

目 的 地域の医療現場で長年にわたり、健康を中心に地域住民の生活を支えている医師にスポットを当て、その活躍を顕彰することで、各地の医療環境整備、医療活動の充実に寄与することを目的とする。

主 催 日本医師会 産経新聞社

後 援 厚生労働省（予定）、フジテレビジョン、BS フジ

表 彰 都道府県医師会長から推薦された候補者の中から、日医役員を含む第三者を交えた選考委員会において受賞者 5 名を決定し、表彰を行う。受賞者には、賞状と記念品及び副賞 100 万円を贈呈する。

対 象 者

- ①病を診るだけでなく、地域に根付き、その地域のかかりつけ医として、生命の誕生から看取りまで、さまざまな場面で住民の疾病予防や健康の保持増進に努めている医師
- ②日医会員あるいは都道府県医師会会員で現役の医師（ただし、現職の日医・都道府県医師会役員は除く）
- ③原則として、70 歳未満の方を優先

※過去の受賞者は、日医 (<http://www.med.or.jp/people/akahige/>) あるいは産経新聞の赤ひげ大賞 (<http://www.akahige-taishou.jp/>) のホームページをご参照ください。



山口県後期高齢者医療広域連合からのお知らせ

後期高齢者医療被保険者証を更新します

現在交付している「後期高齢者医療被保険者証」（薄紫色、以下「保険証」という。）は、有効期限が平成 27 年 7 月 31 日までとなっています。

新しい保険証（緑色）は、7 月下旬に被保険者の方へ簡易書留にて郵送いたします。

8 月 1 日以降は必ず新しい保険証にて負担割合のご確認をお願いいたします。

後期高齢者医療の限度額適用・標準負担額減額認定証の自動更新について

現在交付している後期高齢者医療の「限度額適用・標準負担額減額認定証」（以下「減額認定証」という。）は有効期限が平成 27 年 7 月 31 日までとなっています。

減額認定証の更新については、現在、減額認定証をお持ちの方で、平成 27 年 8 月からの減額認定証の負担区分が「区分Ⅰ」又は「区分Ⅱ」に該当される場合、申請書の提出を省略し、7 月に該当者へ減額認定証を直接送付いたします。

（※「区分Ⅰ」に該当の方に加え、昨年度から「区分Ⅱ」に該当の方にも自動更新を開始しました。）

お問い合わせ先：山口県後期高齢者医療広域連合（電話 083-921-7111）



山口 IGRA セミナー

と き 平成 27 年 7 月 22 日（水）

ところ 海峡メッセ下関 801 大会議室

講 演 19：30～20：30

座長：独立行政法人国立病院機構山口宇部医療センター

副院長 松本 常男

院内感染対策について 入職時健診の取り組み（仮）

総合病院山口赤十字病院内科部長 國近 尚美

単 位 日本医師会生涯教育制度：1 単位

カリキュラムコード：9（医療情報）、84（その他）



第 25 回産業医・産業看護全国協議会（周南）

と き 平成 27 年 9 月 16 日（水）～ 19 日（土）
ところ 周南市文化会館（周南市徳山 5854-41 TEL：0834-22-8787）

メインテーマ「職場が元気になる産業保健の展開に向けて」

プログラム（主な企画）

※ 4 部会合同職場改善セミナー、実地研修、4 部会合同職場改善セミナーアドバンスコースは事前申込み及び別途参加費が必要です。Web（<http://square.umin.ac.jp/ncopn25>）にて登録をお願いいたします。また、当日受付は行いません。予めご了承ください。

9 月 16 日（水） 四部会合同職場改善セミナー実地研修 13:00～18:30
クリーニング工場・製紙工場（日新製鋼内）

9 月 17 日（木） 四部会合同職場改善セミナー発表会 9:30～11:30
実地研修 13:00（集合）～17:00（解散）
東洋鋼鋳株式会社、マツダ株式会社防府工場、
KRY 山口放送株式会社、森林セラピー（徳地）、
株式会社シマヤ・株式会社山縣本店
事例検討 18:00～20:00
「メンタルヘルス対応困難事例への対応」

※プログラムの詳細につきましては、右頁をご参照願います。

企画運営委員長 山本真二（日新製鋼株式会社周南製鋼所）
運営実行委員長 井手 宏（三井化学株式会社岩国大竹工場）

企画学術事務局 日新製鋼（株）周南製鋼所
周南市野村南町 4976
TEL：0834-63-0614 FAX：0834-63-0419
E-mail：yamamoto.s054@nisshin-steel.co.jp

【日本医師会制定産業医制度研修会の単位について】

企画	テーマ	日	時間	会場	医師会申請単位
医師会合同職場改善セミナー	3D-CTが工場、製薬工場における職場環境改善実地研修、討論会	9月16日(水)	12:00～18:30	現 地	実地 3
医師会合同職場改善セミナー 昼宴会	3D-CTが工場、製薬工場における職場環境改善、昼宴会	9月17日(木)	8:30～11:30	第1会場	専門 1
実地研修	庫内調剤、マツダ認可工場、KBY 山口放送、郡村セブビー、シマキ・山崎本店	9月17日(木)	14:00～18:00	現 地	各実地 2
事例検討	メンタルヘルス対応困難事例への対応	9月17日(木)	18:00～20:00	第2会場	専門 1
基調講演	産業保健チームがサポートする職場環境改善	9月18日(金)	8:00～10:00	第1会場	専門 1
メインシンポジウム	多様化する職場問題を解決して職場を元気にする	9月18日(金)	10:00～12:30	第1会場	専門 2.5
特別企画	直前に起こったストレスチェック制度について	9月18日(金)	12:30～15:00	第1会場	専門 2.5 (予定)
シンポジウム1	労働環境者への社会対応支援の現状と課題	9月18日(金)	15:00～17:30	第1会場	専門 2.5
シンポジウム2	労働環境の工学的対策(1)	9月18日(金)	18:00～19:30	第2会場	専門 1 (予定)
医師会合同職場改善セミナー シンポジウム3	農作物出荷施設の職場改善を学ぶ	9月18日(金)	12:30～18:00	南前川市民館(保健センター)	実地 4.5
シンポジウム3	労働を支える「食」を考える	9月18日(金)	18:30～19:30	第2会場	専門 1 (予定)
シンポジウム4	情報提供: P&S の職場問題の現状と今後	9月18日(金)	14:40～17:30	第2会場	専門 2.5
教育講演 1	職業病等の判定基準および運用に関する最新状況	9月18日(金)	12:30～14:30	第2会場	専門 1
シンポジウム5	高年齢労働～年齢を超えて元気に働く職場づくり(1)～(2)～	9月18日(金)	14:40～17:10	第2会場	専門 2.5
教育講演 2	悩まない、メンタルヘルス対策	9月18日(金)	17:30～18:30(授)	第2会場(授)	専門 1
教育講演 3	職場を元気にするがん対策	9月19日(土)	8:00～10:00	第1会場	専門 1
シンポジウム6	職場を元気にする標準対策	9月19日(土)	10:00～12:30	第1会場	専門 1
シンポジウム7	アルコール健康被害対策基本法にみる産業保健スタッフの役割	9月19日(土)	12:00～15:00	第1会場	専門 2.5
教育講演 4	職場を元気にするSOC	9月19日(土)	10:00～11:30	第2会場	専門 1
教育講演 5	吸入化学物質による健康影響のリスクアセスメント	9月19日(土)	10:00～12:00	第2会場	専門 1

上記内容は変更になることがありますが、学会ホームページで最新情報をご確認ください。

◎参加費特典：周南市文化会館に隣接する周南市陸山動物園、周南市高瀬博物館を夜間中に開館、入園口にて学会加盟証をご提示して頂くと、入場料が無料となります。



第 53 回山口県内科医会学会並びに総会

と き 平成 27 年 8 月 30 日 (日) 9:55 ~ 15:35

ところ 岩国市医師会館 4 階講堂

岩国市室の木町 3 丁目 6-12 TEL: 0827-21-6135

9:55 開会の辞: 岩国内科医会長 藤本 俊文

10:00 ~ 11:00 特別講演 1

認知症に寄り添う医療・ケアを目指して~内科医にできることは?~

柳井医療センター副院長 宮地 隆史

11:00 ~ 12:00 特別講演 2

睡眠時無呼吸症に対する進化した CPAP 療法

~労働安全衛生指導にどう活かすか~

徳永呼吸睡眠クリニック 徳永 豊

12:00 ~ 12:50 昼食・休憩

12:00 ~ 12:30 郡市内科医会会長会議

12:50 ~ 13:20 総会

13:30 ~ 14:30 特別講演 3

在宅医療をはじめよう!~在宅医療の質=理念×システム×人財~

医療法人ゆうの森 理事長 永井 康德

14:30 ~ 15:30 特別講演 4

患者さんの『風邪引いたんです…』にだまされない

滋賀医科大学呼吸器内科助教 長尾 大志

15:30 閉会の辞: 玖珂内科医会長 山下 秀治

取得単位

日本臨床内科医会認定医・専門医制度 5 単位

日本医師会生涯教育制度 4 単位

カリキュラムコード 05、12、13、14、29、45、46、80

主催 山口県内科医会

引受 岩国市内科医会・玖珂内科医会・岩国市医師会・玖珂医師会

平成 27 年 10 月 1 日に 国勢調査が実施されます！

国勢調査は、日本に居住する全ての人が対象となる、最も基本的で重要な統計調査です。

調査結果は、高齢者の介護・医療、若者の雇用対策、児童福祉、地域活性化など私たちの暮らしのさまざまな分野で役立てられる基礎データになります。



今回から、「オンライン回答」が可能になりました。
紙の調査票だけでなく、
パソコンかスマホからも回答できます！



10月1日現在の皆さんの状況をお知らせください。

国勢調査について、詳しくは国勢調査実施サイトをご覧ください。

国勢調査

検索

<http://www.csis.go.jp/>



総務省統計局・山口県 市町村からのお知らせです

表紙写真の募集

山口県医師会報の表紙を飾る写真を随時募集しております。

アナログ写真、デジタル写真を問いません。

ぜひ下記までご連絡ください。ただし、山口県医師会会員撮影のものに限ります。

〒753-0814 山口市吉敷下東3-1-1 山口県医師会広報情報課

TEL : 083-922-2510 FAX : 083-922-2527

E-mail kaihou@yamaguchi.med.or.jp

多くの先生方にご加入頂いております！

お申し込みは
随時
受付中です

医師賠償責任保険

所得補償保険

団体長期障害所得補償保険

傷害保険

詳しい内容は、下記お問合せ先にご確認ください

取扱代理店 山福株式会社
TEL 083-922-2551
引受保険会社 損害保険ジャパン
日本興亜株式会社
山口支店法人支社
TEL 083-924-3005

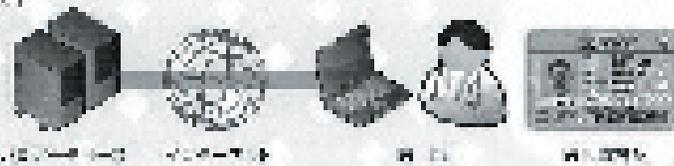


損保ジャパン日本興亜

医師資格証を 持っていますか？



「医師資格証」は、医師資格取得後、申請を受理した日から1年が経過するまで有効です。申請を受理した日から1年が経過する場合は、申請料として「返金」が返金されています。しかし、従来の医師資格証は、申請料として「返金」が返金される半額に減額された。日本医師会では、安全で安心な従来の医師資格証を完結させるため、全国医師会連合会（NIPPON）を通じて「日本医師会認定 医師資格証」を申請し、医師資格取得後、申請を受理した日から1年が経過するまで有効です。



医師資格証は、医師資格取得後、申請を受理した日から1年が経過するまで有効です。

医師資格証の活用シーン

資格証 医師資格証 医師資格証 医師資格証	出欠管理カード 出欠管理カード 出欠管理カード 出欠管理カード	電子署名 電子署名 電子署名 電子署名	医証(銀行印) 医証(銀行印) 医証(銀行印) 医証(銀行印)
---------------------------------------	---	-------------------------------------	---

医師資格証の活用シーン

医師資格証は、医師資格取得後、申請を受理した日から1年が経過するまで有効です。

持参して いただく もの	医師資格証(申請料)
	医師資格証(返金)
	医師資格証(返金)
	医師資格証(返金)
	医師資格証(返金)

医師資格証の申請料は、医師資格取得後、申請を受理した日から1年が経過するまで有効です。
<http://www.jmaca.med.or.jp/>

謹 弔

次の会員がご逝去なさいました。謹んで哀悼の意を表します。

市 山 文 彦 氏 熊毛郡医師会 6 月 2 日 享 年 92

編 集 後 記

日本年金機構は本年 6 月 1 日、125 万件の年金情報が流出したことを公表し、謝罪しました。『日経コンピュータ』によると、「年金に関する個人情報は普段は基幹システム（社会保険オンラインシステム）で保存しているが、ある業務で使うため、個人情報を基幹システムから抽出し、LAN に接続するファイル共有用のサーバーに移した」とのことです。LAN はインターネットに繋がっており、LAN に繋がったコンピュータで外部とのメールを送受信したり、ホームページを見たりすることが可能だったようです。個人情報のファイルにパスワードの設定をしていなかったとか、ウイルスが仕込まれた偽装メールを無防備に開いた等が非難されていますが、そもそもインターネットに繋がったファイル共有用のサーバーに個人情報が入っていること自体があり得ないことです。このような運用を許したシステムの管理者は、即刻やめていただいた方が良いでしょうと思います。

電子カルテや画像システム等、みなさんのところでは大丈夫ですか？無防備にインターネットに繋がってはいないですか？

(理事 中村 洋)

自動車保険・火災保険・積立保険・交通事故傷害

保険・医師賠償責任保険・所得補償保険・傷害保険ほか

あなたにしあわせをつなぐ

損害保険ジャパン日本興亜株式会社 代理店

共栄火災海上保険株式会社 代理店

山 福 株 式 会 社

TEL 083-922-2551



HIPPOCRATES

医の倫理綱領

日本医師会

医学および医療は、病める人の治療はもとより、人びとの健康の維持もしくは増進を図るもので、医師は責任の重大性を認識し、人類愛を基にすべての人に奉仕するものである。

1. 医師は生涯学習の精神を保ち、つねに医学の知識と技術の習得に努めるとともに、その進歩・発展に尽くす。
2. 医師はこの職業の尊厳と責任を自覚し、教養を深め、人格を高めるように心掛ける。
3. 医師は医療を受ける人びとの人格を尊重し、やさしい心で接するとともに、医療内容についてよく説明し、信頼を得るように努める。
4. 医師は互いに尊敬し、医療関係者と協力して医療に尽くす。
5. 医師は医療の公共性を重んじ、医療を通じて社会の発展に尽くすとともに、法規範の遵守および法秩序の形成に努める。
6. 医師は医業にあたって営利を目的としない。

発行：一般社団法人山口県医師会（毎月 15 日発行）

〒 753-0814 山口市吉敷下東三丁目 1 番 1 号

TEL：083-922-2510 FAX：083-922-2527

ホームページ：http://www.yamaguchi.med.or.jp

E-mail：info@yamaguchi.med.or.jp

印刷：大村印刷株式会社

定価：1,000 円（会員は会費に含む）